

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

開会時間 午前10時02分

閉会時間 午後4時56分

日時 平成26年8月19日(火)

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 中村 正則
副委員長 水岸 富美男
委員 高野 剛 浅川 力三 桜本 広樹 清水 武則
保延 実 山下 政樹 木村 富貴子 高木 晴雄
永井 学

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

企画県民部理事 横森 梨枝子 企画県民部次長 桐原 篤
企画課長 宮澤 雅史 県民生活・男女参画課長 市川 美季

福祉保健部次長 秋山 剛
福祉保健総務課長 内藤 正浩 長寿社会課長 山本 日出男

森林環境部理事 佐野 克己 森林環境部次長 保坂 公敏
森林環境部次長(森林環境総務課長事務取扱) 前沢 喜直
森林環境部技監 江里口 浩二 森林環境部参事 山口 幸久
みどり自然課長 上島 達史 森林整備課長 島田 欣也
林業振興課長 橘田 博 県有林課長 関岡 真

産業労働部次長 平井 敏男
産業政策課長 遠藤 克也 商業振興金融課長 立川 弘行
成長産業創造課長 手塚 伸 産業集積課長 依田 正樹

観光部次長 赤池 隆広
観光企画・ブランド推進課長 仲田 道弘 国際交流課長 藤巻 美文

農政部理事 樋川 宗雄 農政部次長 橘田 恭
農政総務課長 三富 学 農村振興課長 伏見 勝 花き農水産課長 清水 靖
担い手対策室長 土屋 重文

県土整備部次長 佐藤 佳臣 県土整備部技監 野中 均
県土整備部技監 大久保 勝徳
県土整備総務課長 清水 正 都市計画課長 望月 一良

教育次長 吉原 美幸 文化振興監 中澤 卓夫

教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 相原 正志
学術文化財課長 田中 禎彦

行政改革推進課長 石原 啓史

議題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要 午前10時02分から午前10時08分まで、7月30日に開催した部局審査において、委員より「美術館・文学館・芸術の森公園」に関する質疑があった件について執行部より答弁がなされた。

引き続き、午前10時09分から午前11時23分まで出資法人関係、休憩をはさみ、午後1時01分から午後4時56分まで指定管理施設関係(午後2時26分から午後3時41分まで休憩をはさんだ)の総括審査を行った。

(公財)長田ふるさと財団(企画県民部)(公財)山梨県林業公社(森林環境部)(公財)山梨県農業振興公社(農政部)(公財)やまなし産業支援機構(産業労働部)(公財)山梨県国際交流協会(観光部)関係

質 疑

((公財)長田ふるさと財団について)

木村委員 金額は400万円と本当に少ないんですけども、大変いい事業だと私は思っています。いつからどのような形で始まったのか、まずお伺いをしたいと思います。

市川県民生活・男女参画課長 長田ふるさと財団につきましては、民間団体への助成事業、それから、「県民の看護師さん」、表彰事業、この2つの事業で構成されております。

助成事業でございますけれども、これは財団が設立をされました昭和63年から実施しているものでございます。事業の目的でありますけれども、県民の福祉、教育、文化、国際交流の推進に寄与するため、県内で活動する各種団体を支援するものでございます。助成対象となる事業でありますけれども、障害者・高齢者のスポーツ文化活動の振興に関するもの、国際文化交流及び海外派遣の促進に関するもの、それから、生涯学習及び地域文化の振興に関するもの、地域づくりの推進に関するもの、看護の促進に関するもの、以上でございます。助成金の額は、30万円を限度といたしまして対象経費の2分の1以内となっております。

それから、「県民の看護師さん」表彰事業でございますが、これは平成6年度から実施されているものでございます。看護師さんへの敬意を表したいということでいただきました追加寄附2億円を原資といたしましてスタートした事業でございます。看護の第一線で活躍している看護師さんの日ごろの御苦労に対して「県民の看護師さん」として表彰を行い、副賞といたしまして海外医療機関での研修旅行を実施しているものでございます。

木村委員 昭和63年からということですが、このことが多くの県民に知られていないと思うんです。この事業の募集を県民にどのように知らせているのか、またどのような方法で県民はそのことを知ることができるのかお伺いします。

市川県民生活・男女参画課長 まず助成事業につきまして、県のホームページとか、ボランティア

ボードというのが県内の316カ所にございますけれども、これは県の公共施設とか銀行、ガソリンスタンド、個人商店などですけれども、そういったボランティアボードに掲示をしていただいたり、あるいは市町村広報紙への掲載などを行っております。それから、平成25年度からは、こうした広報に加えまして、新聞広告なども活用いたしまして周知を図っているところでございます。

それから、看護師の表彰事業は県内の病院、診療所、助産所、介護施設など762施設に対しまして推薦の依頼をいたしております。それから、県のホームページへの掲載、市町村広報紙へも掲載しております。それから、毎年5月に県の看護大会が開催されておりますので、その機会に長田ふるさと財団の事業内容を記したパンフレットを作成いたしまして、関係者の皆さんに配布して周知を図っているところでございます。

木村委員 係としてはきちんとできるだけのことをされているということがわかりました。ただ、県民がそれをなかなか目にしないということかもしれません。

審査をされて採用された事業、「県民の看護師さん」の決定者の発表などはどのようにされているのか。それから、行ってきた後の報告みたいなものをされているのですか。私は見たことがないと思うのですが、やっぱり県民がこの事業にもっと目を向ける努力を私は望みたいと思います。それで、今、看護師不足ということが言われていますけれども、休暇がとりづらい看護師さんがこうやって海外に行って研修するということは、県の推薦をもらったということで本当に胸を張って行ける事業だと思います。もっとPRしたり、行ってきた方がもっと胸を張れるような、そんなようなPRといえますか、そういうことはお考えにならないのでしょうか。

市川県民生活・男女参画課長 事業の報告ということでございますけれども、まず助成事業につきましては、実績といたしまして、事業の実施内容とか主催団体などにつきましては県のホームページで紹介をさせていただきます。「県民の看護師さん」は、県のホームページに掲載をしておりますが、新聞の紙面でも毎年、表彰者の氏名が顔写真入りで紹介されております。それから、「県民の看護師さん」表彰者には海外研修をしていただくわけですけれども、レポートは出していただいております。ただ、あまりそのレポートが負担になってしまうというのも困ってまいりますので、負担にならない程度のレポートを提出していただいておりますが、これにつきましては今のところ公表はしておりません。ただ、かつて10周年、20周年に記念誌を作成いたしまして、その中では実際に行ったレポートなども掲載をしているところでございます。

木村委員 次に、原資を崩さないということで、利息だけの運用だとお聞きしましたけれども、金利の工夫といえますか、どんなふうになっているのかお伺いします。

市川県民生活・男女参画課長 金利の工夫ということでございます。当財団では財産運営管理規則を定めておりまして、その中で基本財産のうち現金は確実な金融機関に預け入れて、信託会社に信託し、または国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならないということが規定されております。したがって、それに基づきまして、買いかえ時期において最も安全かつ有利な債券で運用をしているところでございます。

木村委員 金利が下がっている中ですから、事業をなさることは大変だと思います。

最後になりますけれども、先ほど平成6年度から「県民の看護師さん」表彰事業が始まったということで、大体20年近くなります。それから、昭和63年がふる

さと財団の設立の年だということですから、27年ぐらいになるわけでありまして。先ほども10年のときとか20年のときに何か特別しているようなお話も伺いましたけれども、歴史ある事業ですし、県民にこういうふうには活躍しているんだと、感謝の気持ちを伝える。5億円も御寄附されていることはもっと知らせるべきだと思います。長田さんの心が伝わるようなことを何か企画したらどうかと思います。それが事業の意義を高めることにもなるし、20周年とか30周年を前にした時期にちょうど年代的になりますけれども、利息の中だけではなくて、節目節目には県としてもこのことにしっかりと取り組むべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

市川県民生活・男女参画課長 財団のことをもっと県民に知っていただくべきではないかという御意見でございます。これにつきましては、理事会の中でも話題になるものでございますけれども、長田ふるさと財団についてより多くの県民に知っていただくということ、助成事業や表彰事業を積極的に活用していただくこと、これが財団の使命であるというのが役員の共通認識でございます。

そのために、助成事業が一時ちょっと低迷をいたしました。こういったことを受けまして、平成26年度、今年度につきましては、新聞広告に加えまして、役員みずからももっと大勢の方に周知を図る必要があるだろうということで、実際に働きかけなどを行いました。その結果、昨年助成事業は5件だったんですが、今年度はそれを大幅に上回る13事業に助成を行いました。また、「県民の看護師さん」の表彰事業につきましても、できるだけ中小・小規模の病院でもお休みがとりやすいように、海外旅行の日数は短くするといったような工夫をいたしまして、できるだけ多くの方々に活用していただいて、自主的な文化活動の支援、看護師さんの研修を行っていききたいというのが財団の役員としての考え方でございます。

30周年等の節目の事業につきましては、これは公益財団というふうな公益性というふうなものも考えながら、どういう形が望ましいかというふうなことは役員会において今後しっかりと検討していききたいと思っております。

((公財)山梨県林業公社について)

桜本委員 平成23年12月に策定された林業公社改革プランにおいてですが、28年度末に公社を廃止するとしておりますが、この廃止時の県の債権放棄額について、プランで示した額に変更は出てきているのでしょうか。

島田森林整備課長 改革プランでは公社を廃止する平成28年度末の債権放棄額について試算しておりますけれども、県貸付金195億円から公社資産、森林資産等を引きました183億円の債権放棄が必要としております。改革プランに基づきまして県の貸付金は補助金としておりますので、現在県からの貸付残高についてはプラン策定時とは変わっておりません。また、公社清算時の手法等も確定していない現時点では、債権放棄額に大きな変更はないものと考えております。

桜本委員 次に、債権放棄額に影響する廃止時の木材価格について、現在の市況、そして、今後の価格の見込みについてはどのように感じとっているのでしょうか。

島田森林整備課長 プラン策定時の森林資産の評価というのは、そのときの過去5年間の県内木材市場の取引価格から試算しております。農林水産省の統計資料では、平成21年度以降木材価格が横ばいで推移してございましたスギ、ヒノキ、カラマツの国産材の製材用素材価格は、昨年度に回復の傾向を示しております。また、本県におきまして

も長期的に下落傾向にあったのが下げどまりの傾向にあつて、昨年度は上昇に転じているということでありませう。ただ、森林資産の評価は公社廃止の平成28年度に行いますので、あと2年ということでは大幅な上昇は期待できないと考えております。ただ、森林資産が債権放棄額に影響しますので、今後も市場動向については注視してまいりたいと考えております。

桜本委員 今、災害等で木が倒れたりとか、あるいは流されてしまったりというような中、その被害についての想定というのはどんなふう把握されているんですか。

島田森林整備課長 県内でも南巨摩のほうで若干そういった被害があつたり、また災害で流れたというところがありますが、林業公社の山につきましては、比較的間伐等もしっかりしているということでは、これまでの被害等で資産が減じたものにつきましては、そういったものは改革プランのときに既に減じておりますので、大きな変化がないと考えております。

桜本委員 プランに基づく分収林割合の変更や期間の延長等、土地所有者の同意を取得して契約変更を行うというわけなんです、現在の契約状況の進捗と今後の見込みについてお答えください。

島田森林整備課長 本年7月末現在におきまして、全契約件数が3,377件ありますが、この50.5%に当たる1,705件の契約変更を締結したところであります。今年度は公社改革の3年目になりまして、これまで交渉、また契約を保留している土地所有者に対して、引き続き契約の変更をお願いしておりますが、同意を得るまでに時間を要するものが増えてきております。また、同意、不同意にかかわらず、相続手続がされていないために契約できないといった、契約に至るまでに時間を要するものも増えてきておりますが、この改革プランの期間中に全ての契約の同意が得られるように契約変更の締結に向けては努力してまいりたいと考えております。

桜本委員 プランの中においては、今現在、見通しどおりあるいは若干遅れているのかという判断を加えるとするとすれば、どの状況下に今あるのか。

島田森林整備課長 ちょうど2年4カ月で50.5%ということで、単純な傾向とすれば半分を少し上回ったところですが、ほぼ順調といえますが、ただし今申し上げましたとおり、今後なかなか時間を要するものが増えていくといった状況にあります。

桜本委員 終盤に来て、問題多き契約者というか、ものがふえてくるということ想定して、できるだけ早いうちにまとめるものはすぐまとめるというような優劣をつけたものの中で、一応この残っているものについては、やや難ありとか、難ありとか、そういった色決めというかはされているんですか。

島田森林整備課長 確かにそういったことがございまして、まず相続手続を済まされている契約者の方々、そして、同意を得られている方々から契約を進めていって、今こういった状況になっております。残っているものにつきましても、相続の手続の未済なものをそういったものを全部調べ上げて、重点的に手続をお願いするとか、契約に時間を要するということについては原因を分析しながら交渉に当たっているとこゝろであります。

桜本委員 相続手続がされていない契約者が非常に多いとお聞きしているんですが、その中

で件数、割合はどんな状況なのか、そして、最終的に変更契約ができない場合は、プラン終了後というのはどのような御判断をしなければならないのか。

島田森林整備課長 相続登記未済となっております契約は、7月末現在で914件でございます。これは全体の3,377件の約27%となり、残りの未契約件数、先ほど1,705件契約したと言いましたけれども、残りが1,672件あります。その残りの件数の55%、これが相続手続きがされていないということになっております。林業公社廃止までに全ての契約ができるようにこういった原因を分析しながら対応してまいりたいと考えておりますが、仮にやむを得ない事情によりまして廃止までに変更契約ができないものが残った場合におきましても、平成29年4月の県に移管後、早く契約変更された方との公平性を保つように、引き続き県が土地所有者に丁寧に説明等を行いながら変更契約を進めてまいりたいと考えております。

桜本委員 その場合に廃止されたときの債権放棄額について、まとまっていない部分というのはどんな算定の仕方があるんですか。

島田森林整備課長 債権放棄額は平成23年度までに貸し付けたもの、ここでまとまっておりますので、その後の契約変更によって債権放棄額が変わることはございません。

桜本委員 次に、林業労働センターの事業について質問させていただきます。県からの補助または委託を受けて実施している労働センターの事業について、今後どのように割り振りというか、対応していくのか、お考えをお聞かせください。

橘田林業振興課長 林業労働センターは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまして各都道府県に設置されているものでございまして、本県では林業公社が受け皿となりまして、就業説明会や就業希望者への講習会などの業務を行っているところでございます。林業公社は平成28年度末を目途に廃止するということですので、他の団体を新たに林業労働センターとして指定をいたしまして、引き続き事業が継続できるよう関係者と調整を行ってまいりたいと考えております。

桜本委員 まだちょっと具体的なものが聞き取れないんですが、対応対応というだけで、ある程度もう目鼻をつけていかないと、事業も毎年進捗するようなものもあります。また、担い手対策というような非常に大事な部分を握っているものであります。そういった中で例えば今後の3年、5年計画をしていかなければならないものもあるわけですので、今その中の、対応しているという考え方ではちょっと遅いんじゃないですかね。

橘田林業振興課長 林業労働センターの業務が引き継がれますように、県としても早急に次の団体を決めていくように努力していきたいと思っております。

桜本委員 どの辺、いつごろを目途に示していきたいというものは考えているんですか。

橘田林業振興課長 林業公社は平成28年度末に廃止ということになっております。平成28年度はその廃止に向けての作業が非常にタイトになってくるということが考えられますので、その前に移管できるように検討してまいりたいと思っております。

桜本委員 労働センターは今後においても、経営状況説明書の事業報告に記載されている全ての事業を実施するのか。また、どのような団体が事業の実施主体として想定され

るのか。先ほど、28年終わりごろになると非常にタイトになってきて厳しいということで、関連して、今、実施主体として想定されているのはどんな団体に目星をつけているのかというものを示せる範囲でお答えください。

橘田林業振興課長 林業労働センターが現在行っている業務については、全て新たに指定する団体が実施することを想定しております。また、どのような団体が事業の実施主体として想定されるのかということですが、林業労働力の確保の促進に関する法律により、林業労働センターは林業労働力の確保を図ることを目的とし、その業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる一般公益社団法人または一般財団法人とされていることから、既存の森林・林業に係る法人の中から、その定款や事業内容、執行体制などを踏まえまして、最もふさわしい法人を指定できるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

桜本委員 今、最後に指定という言葉が出てきたんですが、例えば想定される今幾つか述べられたものに対して、やはり指定管理というような形式をとっていくのか、あるいはもう特定指定というような形にしていくのか、どのようにお考えなんでしょうか。

橘田林業振興課長 指定管理といいますか、法律上は県下に1つ指定することができるということになっておるものがございますから、林業公社が廃止となった際には、引き継いだ団体がその業務を行っていくということになるわけございまして、その団体に引き続き業務を行っていただくということを考えております。

桜本委員 私が言っているのは、例えば1つであればそこに例えば指定されると思いますけれども、複数あった場合の指定方法についてどのように考えているかということですね。

橘田林業振興課長 法律上は、指定については申請に基づき県が指定するということになっております。複数の申請があった場合は、県としても各団体の指定申請がありました団体の定款や事業内容を踏まえまして検討するということになると思われます。

桜本委員 なると思われましてということではなくて、今、申請に基づいて複数あった場合、県がどこかに指定するということ想定しているということであれば、複数あった場合は、どなたかやはり第三者機関というか、設けながら、その中で申請者に対する優劣をつけるという、そういったなりゆきにはなりませんか。

橘田林業振興課長 指定の手續につきましては、今後最も適切な方法を検討していきたいと考えております。

桜本委員 今話してきたように、やはり今後この労働センターの事業については、引き続き責任を持った事業体が続けていかなければならないという、そういったものでありますので、可及的速やかにそういったことについてもおこぼれがないようにきちっと詰めていってください。

((公財)山梨県農業振興公社について)

桜本委員 平成25年度の「総合評価所見に対する対応」の内容について何点か伺います。この中に、改革プランの見直しに取り組むとありますが、見直しの内容について具体的に示してください。

伏見農村振興課長 公益法人への移行を昨年の7月に行ったところでございます、それによって会計ルールが変更になったこと及び農地中間管理機構の事業が本年4月より開始され、業務量が大変増加しております。こういった状況の変化を加味して、収支に関するシミュレーションを中心に見直しを行っているところでございます。

桜本委員 会計ルールが変わった収支の部分において、長期保有農地の売却の差損の解消に努めるとありますが、どのぐらいの額になっているのでしょうか。

伏見農村振興課長 差損額につきましては、平成22年度に全ての長期保有地の売却が完了したことによりまして、この時点で差損額が1億6,079万3,000円に確定をしております。この差損につきましては、県では短期の貸付金として支援を行っておりまして、現時点での貸し付け金額は1億5,079万3,000円となっております、1,000万円の削減を図ったところでございます。

桜本委員 約1億5,000万円という差損について、収益事業により解消に努めていくとありますが、例えば収益事業が毎年1,000万円利益が出てくるということであれば、1億5,000万円も10年ぐらいで返せるという見込みも立つんですが、具体的に今どのように考えているのかお聞かせください。

伏見農村振興課長 収益事業として現在行っているのは土地改良事業等の受託事業を位置づけておりまして、昨年度は県からの受託事業として、中山間地域総合整備事業の積算業務等約2,200万円を受託しております。この事業収益の中から返済を行うということをしております。

桜本委員 今、県からの受託事業というお話がありましたが、県内において県から受託を受けられる企業はほかに何社ぐらいあるんですか。

伏見農村振興課長 積算業務の受託ということになりますので、県内で受けられるのは、積算ができる県の農業振興公社と山梨県土地改良連合会の2者だけになっております。

桜本委員 今、県において受託できるのは2者ということのようですが、やはり収益事業から返済するというようになってくると、県に頼るだけでなく、民間から、あるいは県以外のところから仕事をいただかなければならないということの中で、こんなところに今後絞っていききたいなというような目鼻はあるのでしょうか。

伏見農村振興課長 現在は、県有の土地改良事業だけの受託となっておりますけれども、今後、市町村をはじめ、地域で集落ごとに取り組むような土地改良事業などを対象にして受託を受けて、収益を確保したいと考えております。

桜本委員 農業の景観を守ろうとか、例えば棚田を守ろうとか、あるいは地域的に農業の基盤整備を集中的に図ろうというようなところも今、出てきております。そういったものも、逆に受け入れるということではなくて、提案型の、この地域はこんなふうにしていったらどうかというような、みずから仕事のアテンドを出すというような企画力というかも考えていくべきではないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

伏見農村振興課長 今までは土地改良事業ということで、ハードの、どちらかというと生産のほう

が主体でしたけれども、これからは地域をどうするかということが必要になってきますので、景観とか地域をどうするかということのハードについて、積極的に提案できるような形で頑張っていきたいと思います。

山下委員 県の農業振興公社は、就農支援センターに指定されております。また、無料職業紹介及び新規就農相談窓口ともなっていますが、就農支援対策について何度か実施している就農相談では、就農希望者からどのような相談を受け、ここからどの程度実際の就農に結びついているのか伺います。

土屋担い手対策室長 平成 25 年度は、相談会は県内で 6 回、県外で 6 回実施しております。その相談内容でございますが、県内の産地情報、栽培技術の習得に係る研修制度、住居や農地、機械の確保、就農に際しましての支援制度等です。また、無料職業紹介窓口といたしまして農業法人の求人に基づいた職業紹介も行っております。相談に訪れる方の就農に向けました考え方あるいは就農に向けた準備等が非常に多様であるということから、相談者の要望に応じましたきめ細かな対応をしているという状況でございます。

平成 23、24 年度に相談に訪れた方は 301 名ございますが、そのうち、翌年にご自身で経営を始められたいいわゆる自営就農された方が 45 人、法人等に雇用された方、雇用就農者が 4 人、それから、就農に向けて研修を始めた方が 73 人ということでございまして、相談者全体の約 4 割が就農もしくは就農に向けた研修を開始している状況でございます。

山下委員 さらに就農してもそのまま定着していかなければいわゆる事業効果というのはないわけですね。今言っているのはあくまでも支援を受けたからやったということですよ。実際その方が就農して、その後定着してやっているのかどうなのか、その割合というか数字を教えてください。

土屋担い手対策室長 就農した方に関しましては、県の関係機関はもちろん、市町村あるいは J A 等と連携をしながら、早期に経営を確立して定着できるように皆支援をしているところでございます。ただ、先ほど申しました、相談に訪れた方がその後どうなったかということまでの確に追いかけるのはなかなか難しいところがございますけれども、私どもで把握している数字といたしまして、平成 22 年度からスタートいたしました就農定着支援制度、これを活用して研修を修了した方は 86 名おり、この方のうち現在も 85 名の方が営農を継続しております。それからもう一つ、平成 24 年度から開始された青年就農給付金がございますけれども、これを活用して経営を開始した方は 150 名おります。そのうち、これまでに経営を断念した方は 1 名ということでございますので、ほとんどの方が定着をしているという状況でございます。

山下委員 それで、就農の部分でちょっとお聞かせいただきたいんですけども、公社がいわゆる改革プランを平成 24 年 7 月につくって、今、一生懸命やっつけらっしゃる中で、担い手育成対策事業の中でいろいろな事業をやっているわけですけども、これは県の事業とどうリンクしてくるのか。要するに、県は県で勝手にやっているのか、それとも、公社は公社で勝手にやっているのか、当然そこは連携をとってやっているのか、いわゆる就農の部分に関してそういう事業をやっていると思いますけれども、その辺との兼ね合いはどうなんでしょう。

土屋担い手対策室長 支援として就農支援センターと私ども県が十分密接に連携しながら担い手の

確保に向かったの取り組みを進めております。特に就農支援センターは、先ほど申しましたように、特に就農までの段階ということでございますので、相談業務等に当たっていただいております。その相談に見えた方が、もうかなり覚悟もはっきりできて、これから就農していく見込みがあるという方についてはそういった研修制度を紹介するというようなことになりまして、まだそこまで至っていないという方については、農業大学校で実施しております体験とか、そういったところの研修制度を紹介するというような形で、それを受け入れるのは当然農業大学校でございますし、先ほど言いました研修制度も、県の研修制度もございますので、そういったものに誘導するというような形で、十分な連携をとりながら対策を進めているという状況でございます。

山下委員 就農していくのに、就農支援資金貸付事業をやっているわけです。これの就農資金の貸し付け制度で就農研修資金が50件貸して6,000万円、それと、就農準備資金を25件貸して4,000万円、約1億円というお金を事業として貸し付けているんですけども、この事業の返還というのはどのような状況になっているんですか。

土屋担い手対策室長 就農研修資金については、50件6,035万円、就農準備資金については25件4,005万7,000円の貸し付けの実績がございます。貸し付けの残高でございますが、平成26年3月末時点では、研修資金については10名566万2,500円、準備資金については14名742万8,500円の貸付残高がございます。現在、5名の方が資金繰りの悪化等によりまして575万7,000円の滞納がございますが、この方につきましても滞納者5名全てが分割納入を行っていただいております。今後も連帯保証人への交渉等を継続して、早期返済に向けて取り組んでいきたいと考えております。

山下委員 遊休農地もふえていますので、そういうところから多少の支援をしながら少しでも対策を進めていただければと思いますから、とにかく一生懸命頑張っていただきたいと思います。

その中で、県が支出している就農定着支援円滑化事業費補助金についてであります。平成25年度の実績を見ると、個人21名に対して1,095万円の支出をされているということですが、これらは公社の就農支援事業と連携して支出されているのか。先ほどと同じようにこれも連携されているのかどうか。

土屋担い手対策室長 これは私ども通常言いますときには簡単にアグリマスターによる研修制度というふうに申しているものでございます。相談に訪れた方の中で、かなり程度の高いといいますか、就農に向けた準備がかなりできている、もう少し技術を身につければ就農に結びつけるだろうというような方を、非常に農業技術をお持ちの篤農家のもとに約1年間研修生として派遣いたしまして、技術や経営感覚を習得していただくという制度でございます。繰り返しになりますけれども、当然そこでは就農支援センターと県が連携をして、まず入り口として就農支援センターが相談に乗って、その次の業務は県のほうが実施するという形で連携をして取り組んでいるところでございます。

山下委員 次に、平成24年から公社の農業集積アドバイザーが配置されているということですが、この効果はどのようなものだったか、また今後継続するに当たって改善点等があるのかどうか、まずお伺いさせていただきます。

伏見農村振興課長 農地集積アドバイザーは、全市町村に設置されております農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業について、専門的な見地から円滑化団体に対し指導・助言を行っているところでございます。例えば知識と経験が必要となります未相続の土地につきまして権利関係の調整等についてアドバイザーが円滑化団体に指導・助言した結果、事務手続が円滑に進んで、それが集積に結びついたという例がございます。今後は農地中間管理事業が始まっておりますので、担い手への農地集積を加速的に推進していかなければなりません。出し手の掘り起こし等の強化が必要となるため、権利関係の調整に向けたアドバイザーの指導助言をより一層行ってまいりたいと考えております。特に調整能力については円滑化団体により差がありますので、指導に当たっては強弱をつけていくことを考えております。

山下委員 これ、1名ですよね。24年から始まっているんですね。

伏見農村振興課長 はい。

山下委員 山梨県全県広いわけですし、どうしてもなかなか人件費等のお金を出す部分も大変だと思うんですけども、こういった方がぜひともやっぱり1名ではなくて2名でも3名でも多くいわゆる設置してもらうことが、市町村は当然のごとく業務量が多いですし、所有者が複数に及んだりとか、法的な部分があったりとそういうふうな部分でなかなか前に進まない農地が非常にあります。こういう方がぜひとも出てきていただいて、いろいろな部分でアドバイスをいただいてコーディネートしていただくことはこれから重要じゃないかと思うんですが、ぜひとも公社だけではなくて、要するに、農政全体の施策として考えていただければなと思います。

次に行かせていただきます。農地保有合理化事業を実施するにしても、農家の高齢化により活発な売買が行われているとは考えにくく、個人の参入にも限界があると考えますが、実際はどうなのか。また、このことについての対策はどのようなものなのかお聞かせいただきたい。

伏見農村振興課長 高齢化等によりまして、耕作されない農地の利活用を活発にするためにはやはり受け手の確保が必要だと考えております。特に新規の就農者についてはここ数年200名を超える就農がされておりますけれども、農地の確保については初期投資が必要となる売買ではなくて、貸借等によるものが主なものとなっております。このため、今後、農地中間管理機構により農地を借り受け、それから、必要に応じて条件整備を行って、今後も担い手への貸し付けを積極的に進めてまいりたいと考えております。

山下委員 その中で1点だけ聞かせていただきたいんですけども、農地保有合理化事業をやっているわけですけども、改革プランの資料を見させていただくと、いわゆる農地保有合理促進事業強化基金、それから、農業後継者育成基金という2つの基金があって、これ、公社の、要するに、いわゆる利益を得るところだったわけですよね。これの資料を見させていただくと、国と県で2分の1出していて、約3億円近いいわゆる補助金の基金を積んで、そして、そこから国債を買って運用資金を得ていたということですよ。2つの基金合わせて大体年間1,000万円の運用益を上げて、それを公社の中で有効的に使っていきたいというふうなことになっていたわけですね。これが結局、国のほうから、要するに、ちょっとおかしいんじゃないかということで半分召し上げられて、今は県で単独で運営しているというふうな話だと思うんですけども、これ、今も県のほうで国債を買って運用益を上げていくんですか。

伏見農村振興課長 農地保有合理化促進事業強化基金につきましては、25年度末に国の分が半額返済されまして、残りの2分の1の県分については、先ほどシミュレーションということでお話ししましたけれども、この運用益を使いながら事業を実施し、そして、少しずつ差損を解消していくという形で今やっております。

山下委員 わかりました。いずれにしても公社という部分は、今、現場のほうの最前線でやっている事業でございますから、なかなか厳しい農業経営者、また農業状況を少しでも手助けできるよう、そんな団体にこれからも頑張ってもらいたいと思いますので、大いに努力していただくことをお願いいたしまして、終わらせていただきます。

((公財)公益財団法人やまなし産業支援機構について)

高木委員 中小企業者等設備貸与、リースですね、これについてまず設備貸与制度の利用状況はどうなっているのか、またどのような企業が利用して、また、貸し付けた企業がどのようにそれを評価しているのかお尋ねします。

立川商業振興金融課長 設備貸与制度につきましては、25年度の場合、利用実績は国補事業と県単事業がございまして、合わせて15億1,800万円で、対前年比は22.9%の増となっております。利用はよくなっているということでございます。どのような企業が利用しているのか業種別に見ますと、やはり製造業の利用が約6割となっております。ただ、サービス業とか建設業、卸・小売業などの利用もございまして、さまざまな中小企業の業種で幅広く利用されております。

どのように評価されているということでございますけれども、実は実施している支援機構のほうで利用企業の方にアンケートを実施しております。その結果、利用目的では生産性の向上とか売り上げの増加を狙って利用されているんですけども、アンケートの結果では、約9割の企業で「目的を十分達成」または「おおむね達成」ということで高い評価を得ているということでございます。

高木委員 今のお話を聞きますと非常に効果が出ていると考えられますので、さらに促進をお願いしたいと思います。

次に、設備貸与制度は今年度で終了というふうにお伺いしているんですが、これは非常に長い歴史があって、県内の中小企業のニーズ、設備投資をしていく上でその支援を非常に大きく担ってきたものと認識しております。今後も必要な制度だとは思いますが、なぜ終わりになってしまうのかお尋ねします。

立川商業振興金融課長 設備貸与制度は、今申し上げましたように県単制度と国補制度がございまして、現在は従業員が、製造業その他ということだと20人以下の小規模企業を対象としたものが国補事業でございまして、中小企業はそれ以上の規模のこともございますので、それを補完するために、20人を超える中小企業に対してもできるようにということで県単事業を設けております。今委員がおっしゃられた終了というものにつきましては、小規模企業だけを対象とした国補事業のほうで、昨年度法律改正で、今年度中、ですから、27年3月31日をもって終了ということが決定されております。

この理由といたしましては、政府としても小さな企業について力を入れるというようなことで検討を進めてきた結果、いろいろな事業の再編の中で、全国的に本県のように利用されているところがだんだん減ってきておりますので、それが減少し

ていることなどを理由として、全体の国の制度の再編の中で終了するというところで聞いております。

高木委員 何か国の考え方が逆のような気がいたします。零細のところほどその支援が必要だとは思いますが、国がそういう決定をしたということでありまして、であれば、県はどのように中小企業の支援を県単として行っていくのか伺います。

立川商業振興金融課長 全国的には使われていない県もあるんですけども、本県では融資制度とあわせまして積極的に利用がされております。平成25年度について割賦は全国3位、リースは全国一の利用量ということで、このような中、この制度をなくしていただくと困るということで、昨年度国の政策及び予算に関する提案要望で経産大臣に制度の維持を県として申し入れたほか、知事会でも昨年、要望活動ということで事業存続に向けた活動を実施してきたところですが、一応現制度は終了するというようなことになりました。

しかしながら、事業実施を希望する他県からも、存続に向けた要望が非常に強く出て、結果、今、一応この制度は終了するんですけども、新たな形でやはり小規模企業を支援しなくてはならないだろうということで、現在国において新たな設備貸与制度の検討が進められるというようなことになっております。したがって、新たな制度についての情報収集を進めまして、今後とも中小企業の支援の後退がないように、制度の活用について県単制度も含めまして検討してまいりたいと考えております。

高木委員 県内のニーズが非常に高いという話や、また知事会でも国へ対して強く求めているという話があって、さらに県の中でも真摯に取り組んでいただいて、中小・零細の企業に対する支援を活発に行っていただきたい、積極的に行っていただきたいと思っております。そういうことを要望しながら、次の質問に入ります。

2番目として、相談業務についてお尋ねをしたいと思います。今尋ねた設備対応を含めて、中小企業にはさまざまな課題、問題がありますし、多様化する中小企業を取り巻く環境に対応する支援制度の必要性を私は常々痛感してきました。そういった中で、やまなし産業支援機構は、こうした中小企業のさまざまな課題にワンストップで対応する組織として実に多くの事業を実施してきたと伺っておりますが、実際に相談があった場合に産業支援機構は相談相手にどのように対応しているのかお尋ねします。

依田産業集積課長 やまなし産業支援機構で行っている相談事業では、経営、法律、労務、また税務等さまざまな問題に随時対応してございます。相談の内容によりましては、支援機構内の各分野の専門家、担当者がアドバイスをいたしますが、さらに専門性が求められるような相談等が来た場合には、中小企業団体中央会や金融機関など外部の専門機関の紹介も行っております。また、受発注に関する相談に対しましては、下請アドバイザーが直接企業を訪問して受発注のマッチング支援等を行っております。

高木委員 機器のそれよりいろいろな手当てをしてきているということで、さらにそれが進展しますようお願いしたいと非常に思うんですが、具体的に企業の利用状況、件数はどのぐらいで、中小企業の本事業の周知をどのように行っているのかお伺いします。

依田産業集積課長 平成25年度は延べ2,898件の相談がございました。その内容と件数ですが、一番多いのが経営全般に関すること、これが2,050件ございました。これは約7

割を占めております。そのほかには、多い順でいきますと、特許関係が 178 件、資金調達に関するものが 155 件になってございます。この中で最も多い経営全般に関する相談の中身につきましては、取引のあっせん、補助金に関する情報、従業員の育成に関する事などがございました。この総合相談事業の周知につきましては、産業支援機構では事業ガイドをつくっておりますが、それを商工会や金融機関に配布して企業に周知を図っています。それ以外にも、インターネット、メールマガジン、機関誌等を通じて周知を図っているところでございます。

高木委員

さまざまな関係する団体を利活用しながら周知徹底を図っているということですから、さらに機能するようお願いしたいと思います。

最後に、意見、感想を述べさせていただきたいと思います。人口減少が大きな問題になっています。あらゆる分野にいろいろな大きな影をこれは落とし始めている。その歯どめ策は一朝一夕にはいかないわけですが、打つべきはきちと打っていかなければいけない。そういう状況下の中で企業の流出を防止し、積極的な誘致を図り、社会増につなげる意味合いからも、当産業支援機構の役割は計り知れないというふうに私は認識しております。機構の存在をより多くの中小企業、零細企業に、あるいは県民にもお伝えする中で積極的に活用してもらうために、県は機構と連携をしてしっかり取り組んでいただきたいということを要望して意見として終わります。

桜本委員

産業支援機構というのは、機構という形で何年かやられてきたわけなんですけど、ただ、機構という少人数の組織の中で、その硬直化、そういったものを感じておられませんか。

遠藤産業政策課長 今回の産業支援機構の硬直化という話の中では、職員体制の見直しということで理解をしてよしいかと思うんですけども、18人という少ない人数の中、より効果的な成果を推進するという中で、やはり人員体制の年代別というふうになるような形の中で効果を挙げられるような体制の構築を図っているというところでございます。

桜本委員

やはり18人ということで、理事長以下何人かは県からおりてくるというんですかね、言い方難しいんですけども、そういった部署の人もいますし、また、人事交流ということで、金融機関から行ったりとか入ってきたりとかいう、そういった短期的な人の交流もあるということもわかっております。ただ、その18人がいずれ入社して退職の中で何十年間にわたって少ない部署を行ったり来たりしていくことによる弊害もあるかと思うんですね。その辺のこともこの際長期的な視野に基づいて、その18人のなりわいの中で、プラス面、マイナス面、今後どういうふうな組織体制に持っていったらいいのか、あるいは機構を解体して県の中に逆に組み込む可能性も含めて、垣根を設けず、全体的な組織機構の見直しというか、あるいは考え方というんですかね、その辺研究する必要は感じておりませんか。

遠藤産業政策課長 やはり18名という組織、あるいは所属も数部という小さい部、その中で、中の異動、あるいは県のほうの出向とか所属等の交流ということを進める中いわゆる硬直化を防いでいるというようなところでございますけれども、やはり限られた人数間で、組織の中で非常にそうした弊害というのは否定できないところもあるわけですので、そういった部分も、この場で、じゃ、わかりましたと言うわけにいかないと思うんですけども、また時間をかけましてやはり検討していきたい、検討課題だと考えております。

桜本委員

産業といっても、農業も産業であります。林業も産業であります。一部には、内部型の魚の飼育というものも今、日本の中では広がりを持っています。やはり産業というのを、1つの今までの産業だけではなく、やっぱり産業の広がりも広く広くふえていますので、また新たな産業の流入というんですかね、考え方を膨らませていく、そういったこともぜひ伸ばしていってもらいたいと思います。どうですか。

平井産業労働部次長 私ども当部も産業労働部ということで幅広く考えております。そういった中で、地域支援の利用とか、農業の六次産業化なんかも農政部と一緒にやっております。これと同様に、産業支援機構につきましても、先ほど来人員のお尋ねもあつたんですけれども、固定された人数というのはプロパー18名でございますけれども、やはり産業というのは常に変わっていきます。10年先にはどういう産業になるかわかりませんので、いろいろな事業に対応できるように、例えば今でいえば事業承継をどうするかとか、駆け込み寺とか下請をどうするかと、そういう対応できるそれぞれの個別の臨時的な職員とか組織体制を使うような形で対応するようにしておりますので、今後も非常にそういった課題に対応できるように柔軟な体制をとって産業振興に努めてまいりたいと考えております。

(休 憩)

山梨県立介護実習普及センター（福祉保健部）、山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター・山梨県森林公園金川の森・山梨県立武田の杜保健休養林（森林環境部）、山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨（産業労働部）、山梨県立国際交流センター（観光部）、山梨県立フラワーセンター（農政部）、山梨県曽根丘陵公園、山梨県桂川ウェルネスパーク（県土整備部）、山梨県立美術館・山梨県立文学館・山梨県芸術の森公園（教育委員会）関係

(山梨県立介護実習普及センターについて)

清水委員

このセンターについては、ホームページで公開されている介護講座の年間のスケジュールを見ると、テーマ別研修など14の講座が計画されているが、多いものでも年6日で、年に1日しか開催されない講座もあります。今後、要介護状態となる高齢者が急増することが見込まれますが、講座の設定についてどのような考え方で取り組んでいるのか伺います。

山本長寿社会課長 介護実習普及センターにつきましては、ホームページで委員がごらんになりました、介護家族などを対象といたしましたテーマ別講座のほか、県民の幅広い年齢層を対象に、介護の基礎の知識を学びます基本講座、それから、介護専門職の方を対象にいたしました衛生講座を実施しております。介護の基礎からステップアップして専門的な知識まで学ぶことができるようにしているところでございます。

講座のうちの一部は、今申し上げましたテーマ別研修のようにセンターからの提案として期日を設定して講座を実施させていただいておりますが、センターでは5人以上の方が集まって講座の開催を申し込まれますと、申し込み者の希望に沿った日程や内容等によりまして講座を随時開催させていただいております。この辺の案内がホームページのほうでは十分ではない部分もございましたので、今後改善させていただきたいとは考えております。こうした利用者の方々の希望に沿った事業運営を行いますことによりまして、平成25年度は全体で講座を159日実施させていただいております、3,249人の方が受講されております。

また、講座の内容につきましては、医師や看護師、学識経験者など多職種の専門家で構成いたします介護実習普及センター運営委員会におきまして協議がされます。利用しやすい開催日程や、ニーズに応えた質の高い内容、講座の設定におきます運営に努めておりまして、今後も県民の皆さんのニーズに応えた講座内容としてまいりたいと考えております。

清水委員 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）が地域支援事業に移行されるなど、介護制度において国・県・市町村が担うべき役割が変わってきているが、こうした法改正等を踏まえ、介護の知識・技術の普及等に関し、県と市町村がどのような役割の分担で取り組むのかお伺いいたします。

山本長寿社会課長 今回の介護保険法の改正につきまして、全国一律の介護予防給付が市町村事業に移行されますのは、多様な介護サービスを利用者の方々が選択できるようにするためのものがございます。したがって、利用者はさまざまな介護サービスの内容、そういった介護の内容を理解する必要があるということがございます。

こうした中、市町村の地域包括支援センターでは、介護予防や介護の基礎知識の普及につきまして地域の住民の皆様を対象に実施しておりますけれども、県立介護実習普及センターといたしましては、地域包括支援センターではなかなかない介護機器・用具というのは多数存在してございますので、こういった用具を使った体験講座を実施するとともに、地域包括支援センターの取り組みを全県域でカバーできるような、補完できるような役割を果たしております。例えば地域住民の対応が十分実施できない地域包括支援センターへの支援や、また認知症のケアといった専門性の高い介護技術の習得、さらに、企業や団体が市町村の中にございますが、そちらは市町村の住所や所在地にとらわれない対象者になります。そういった方々の講座や体験を実施して、県民の幅広い年齢層、対象者への介護の基礎知識の普及に貢献しているところでございます。

清水委員 講座の申し込みは、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に電話で行うとのことであるが、利用者の利便性向上の観点から、インターネットを活用して 24 時間申し込みが可能な電子申請を導入すべきではないかと思うが、よろしくお願いします。

山本長寿社会課長 介護実習普及センターは、年末年始と祝祭日を除きまして、土日も午前 9 時から午後 5 時まで開所して運営しております。県民の皆様を常にお待ちしている状況でございます。介護講座の申し込み等につきましては、現在も電話やファクス、電子メールでの講座のお申し込みを受け付けておりますが、ファクス、電子メールは 24 時間の受け付けが可能となっております。しかしながら、委員の御指摘のとおり、インターネットでホームページをごらんいただいた方が電子メールをお送りする際に必要なメールアドレスがホームページ上に表示されておりましたので、早速ホームページを改善させていただいたところでございます。

清水委員 介護用品の展示も重要な機能であると思うが、どのような方針で介護用品の更新を行っているのか。また、県のホームページには、展示している介護用品の紹介として品名、メーカー名を記載した一覧表が掲載されているが、写真なども加えるべきと考える。さらに、動画による紹介も効果的と考えるが、この所見をお願いいたします。

山本長寿社会課長 介護実習普及センターの展示機器・用具の選定や展示方法等につきましては、

日本福祉用具供給協会山梨県支部や県の理学療法士会、作業療法士会、また介護福祉士会という専門団体から、またさらに県リハビリテーション病院協会などの専門機関からの推薦委員によります、センターの介護機器普及事業運営協議会がござい
ます。この場で審査、検討が行われまして、介護機器普及事業の円滑な実施を
図っているところでございます。介護機器・用具の更新につきましては、その協議会
におきまして、既にモデルチェンジや生産中止となったものにつきまして確認や把
握をいたしまして、展示協力メーカーや販売事業者に随時更新を依頼するとともに、
新たな介護機器等につきましても、各メーカー等に働きかけて展示品の増加に努め
させていただいているところでございます。

介護機器等の写真についてでございますが、指定管理者であります山梨県社会福
祉協議会のホームページに介護実習普及センターに展示されております介護用具等
の写真が掲載されておりますので、早速、県のセンターのホームページとリンクい
たしまして、機器等の写真を提供させていただいたところでございます。

なお、センターでは、県民の皆様が展示スペースに来ていただきまして、見て、
さわられて、試せる展示に努めているところでございますけれども、動きのある映像
データの提供も、来所していただくためには大変有効と考えますので、どのような
提供方法が可能でありますか今後検討してまいりたいと考えております。

清水委員 介護実習普及センターがある福祉プラザは、駐車場に関して、駐車台数が少ない
こと、障害者用駐車区画の使い勝手が悪いことなど、抜本的な改善を図ると考える
が、所見をお願いいたします。

山本長寿社会課長 介護実習普及センターが入っております福祉プラザの駐車場でございますが、
建物周囲の第 1 駐車場と言われているところに 5 8 台が駐車できます。そのうち、
障害者の方の専用駐車場が 5 台ございます。また、建物の西側の通りがございま
すが、駐在所の横手に第 2 駐車場がありまして、そこには 2 4 台の車が駐車でき
ます。合計で 8 2 台の車が駐車できることになりまして、基本的にはこれらの駐車場に
よります来所者の対応が可能となっております。

なお、介護実習普及センターの施設を利用した講座の定員でございますが、最大
3 0 人でございます。この 3 0 人の介護講座を行うときに、他の所属等の研修の会
議と競合する場合には、日程や駐車場の調整を行いますとともに、誘導員を配置い
たしまして駐車場の整理を行うなどによりまして、来所者の方々に御不便をおかけ
しないようにしています。今後とも来所者の利便性に十分配慮するとともに、障害
者の方の駐車場の確保につきましても便宜を図るように努めてまいりたいと考えて
おります。

(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンターについて)

浅川委員 環境のキープ、そういったところが指定管理者をしている組織でありまして、私
どももかなり満足しているのかなと思っておりますが、満足度が 6 7 . 4 % と非常
に低かったのですが、これについて原因は何であるのか説明をしていただきたい。

上島みどり自然課長 満足度の低い原因といたしましては、館内展示の内容や、施設に立ち寄った
方が手軽に参加できる体験プログラムの内容などが、小学生などの低年齢層向け
のものが多くなっていることから、中高年の高い年齢層の利用者側の評価が低くな
っているためと分析しております。一方で、レンジャーが自然環境についてわかりや
すく解説しながら行う予約制のガイドウォークについては、幅広い年齢層から非常
に高い評価をいただいているところでございます。

浅川委員 プログラムは、かなりいろいろ多種多様であって偏ったプログラムではないから、小学生がどうなのか、大人がどうなのかという訳ではないと思うが、その部分についての評価は分析してあるのか。

上島みどり自然課長 ガイドウオークなどのコミュニケーションを図りながら自然観察を受けながら行うプログラムについては大変高い評価を得ているところでございます。しかしながら、最初に来て拠点に立ち寄った方が中を見られた場合に、展示の内容とか、あるいは立ち寄りプログラムの内容が低い年齢層に偏っているものが多いので、評価が低くなっていると、こういうふうに分けて分析しているところでございます。

浅川委員 大人と子供に分けたような説明をしているんですが、この施設自体はどっちに重点を置いているのか。

上島みどり自然課長 それは幅広い年齢層の利用ということになると思います。

浅川委員 利用者の満足度を上げるためには、指定管理者に対して県が今後どういう指導をしていく予定でいますか。

上島みどり自然課長 今年度につきましても、体験プログラムについて新たなメニューを取り入れるなど、満足度の向上につきまして指定管理者も努力をしているところでございますけれども、さらに展示や体験プログラムにつきまして、大人から子供まで幅広い年齢層の興味を引きつけられるような工夫を指導していきたいと考えております。

浅川委員 さらに、プログラムが多いわけですが、満足度を上げる部分については、反省も含めてこういった課題があるのかも県のほうは熟知しているのか。

上島みどり自然課長 分析の結果、中高年、40歳以上の方々の満足度が低いということがわかったので、その方々向けのプログラムを知恵を出して指定管理者とともにつくっていききたいと考えております。

浅川委員 この説明、ちょっと前に進みますが、この間の現地調査の中でも、プログラムに対する参加者はふえているが、全体の入場者数が少ないようなことを言っていたが、この辺はどんなところに原因があるのか。

上島みどり自然課長 ハヶ岳ふれあいセンターの利用者の傾向を見ますと、団体利用者のほうは年々ふえているんですが、個人利用者のほうが減少する傾向にあります。このため、個人利用者の取り込みがうまくいっていないことが一般来館者数の減少の要因ではないかと分析しております。

浅川委員 観光のほうともちょっとずれますが、全体の観光客数は過去の部分をいうと若干増加しているわけですね。ハヶ岳も含めて、ハヶ岳南麓のお客さんの総数というんですか、年代が今ちょっとアップしているんですね。その辺は承知しながら指導しているわけですか。

上島みどり自然課長 年齢層の高い方々まで幅広い年齢層に受け入れられるような展示内容あるいはプログラムをつくっていききたいと考えております。

浅川委員 この間説明の中で館長が、市内の子供たちを中心に広報活動を進めていくなんでいうことを言ったのですが、これは県営の施設だから、市内だけじゃなくて、教育委員会を通じながら県全体に告知するようなことを私はしたほうがいいと思いますが、いかがですか。

上島みどり自然課長 広報につきましては指定管理者のほうも大変努力しまして、マスコミあるいは教育機関についても働きかけているわけですが、県のほうといたしましても歩調を合わせまして、しっかりと施設の周知を図っていきたいと考えております。

浅川委員 これはあくまでも県営の施設ですから、その辺を指定管理者もよく熟知しながら広報活動を進めていただきたいと思います。その辺についての指導は今後どういうふうに進めていくのか。

上島みどり自然課長 ふれあいセンターは当然県立の施設でございますから、当然県の環境教育の拠点といたしまして広く県民に利用していただきたいということでございますので、広く施設の周知を図って、さらに地域の情報も発信していくような形をとっていきたいと考えております。

浅川委員 では、その部分については当局のさらなる指導を期待いたします。あわせて、この施設が20年たったということで、この間もごらんになったとおり、周りのコンクリートなんかはかなり割れたりして、老朽化に対する費用もかなりかかるのではないかと考えておりますが、この辺について県のほうはこの施設についてどんなふう考えているのか。

上島みどり自然課長 来館者の安全確保とか、あるいは施設満足度向上のためには、施設を良好な状態で維持していくことが必要と考えております。このため、現状では指定管理者のキープ協会との間で取り交わしました県立八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理に関する基本協定書に基づきまして、指定管理者と役割分担をしながら、適切に修繕を実施する中で施設の活用に努めていきたいと考えております。

浅川委員 たまたま8月のトップシーズンだったけれども、あそこの庭をごらんになりましたか。草ぼうぼうだった。トップのシーズンに、あの状態はかなり厳しい状況なのかなというふうに思いましたが、その辺について指導いたしましたか。

上島みどり自然課長 施設の維持管理は非常に重要なものだと思っております。除草等も含めまして、施設としっかりと連携しまして対応していきたいと考えております。

浅川委員 きっちり指導しておいてください。それから、かなり老朽化しているいろいろなところを補修しなければいけないと思うんですが、この辺については何カ所か当然出ていると思いますが、これについては金額もあわせてどういう対応をする予定でいますか。

上島みどり自然課長 具体的な金額は出ていないんですが、何カ所かはこちらのほうに出ています。これにつきましては、基本協定書に基づきまして、指定管理者と役割分担する中で適切に修繕を行っていきたいと考えております。

浅川委員 補修というか修繕に対する部分にお金がかかって、それで全体の収支のバランスが崩れているような説明があったんですが、極端な話は指定管理料を上げるなり、

この辺はどんなふうに考えておりますか。

上島みどり自然課長 修繕費でございますけれども、過去 5 年の平均が 7 6 万円ほどでございます。2 6 年度の収支予算の修繕費につきましては 8 4 万円が指定管理者のほうで計上しております。ということで、ほかの経費との兼ね合いもありまして、やり繰りをしながらやっていると思いますけれども、過去の修繕費との関係でいうと、適切な範囲におさまっているのかなというふうに考えております。

浅川委員 私は地元だから、私がこれやると何か変な思いをしている方もいるかもわからない。ここをきちっとするためには、要するに、修繕費に人件費を回しているとか、この間の収支決算のときにもゼロだとか 1 4 0 幾らだとか、こんなつくられたようなものが 3, 7 0 0 万円の中でできると思いますか。

上島みどり自然課長 修繕費につきましては、指定管理者のほうに確認しましたところ、2 5 年度につきましては結果的に人件費は減少しているわけでございますけれども、それは本体のキープ協会の給与体系の改正あるいはキャリアの浅い臨時職員を雇ったことなどによる人件費の減少ということで、人件費を調整して修繕費を捻出したという事実はございませんでした。それから、決算のほうでございますけれども、これは事業報告書の中で収支決算が出ておりまして、それをきちんとチェックしているということでございますので、正しい額でございます。

浅川委員 この中で事業収支がゼロでしょう。これをどういうふうに説明するのか。全部ただなのか。

上島みどり自然課長 収支決算の結果につきましては、適切なものだと考えております。

浅川委員 少なくとも体験の無料のコーナーもある。それから、有料のコーナーも、実費なのかその辺はわからんけど、ガイド料も多分あるはず。それが全然どこにも計上されてないんです。承知していますか。

上島みどり自然課長 クラフトのような講座につきましては、材料費を実費で徴収しておりまして、それはこの会計の中に入っていません。

浅川委員 どこかこの中入ってるのか。

上島みどり自然課長 入っておりません。

浅川委員 県立八ヶ岳自然ふれあいセンターですか、そういうものは計上しなくていいんですか。

上島みどり自然課長 実費徴収の部分については計上しなくていいという指導を受けております。

浅川委員 材料買って実費云々もあるけれども、多分この中には、レンジャーだとかガイドの部分もあるんだよ。これも実費というふうに見るんですか。

上島みどり自然課長 レンジャーのガイドの部分については無料のプログラムでございます。

浅川委員 全体を見て、3, 7 0 0 万円が適切かどうか今後 5 年後に向かって適切に示唆し

ていかないと、この中でぐじゃぐじゃやっていくなてというのは非常に問題があるし、この後ろの指定管理をしている公益財団法人キープ協会自体も安定した経営をしてないはずですので、その辺は分かれたものとしてきっちりこれから進めていていただかなければ。地域の宝ですから、ぜひその辺を把握して、理事か誰か幹部が答えてください。

保坂森林環境部次長 ただいま浅川委員のほうからいろいろ御指導、御助言いただいておりますとおり、この収支を見ますと、確かに3,700万円の収入に対して支出も3,700万円若干多いような数字で決算を打っているというようなことで、先ほど御指摘いただきましたように、入っているものが、別にこの収支とは別の会計で処理しているものもあるというようなことですので、その辺、私どももしっかり指定管理者のほうと話をすることで明朗に会計処理をするようにさせていただき、施設の活用等しっかり対応すべく森林環境部としても努力をさせていただきたいと考えております。

桜本委員 私、去年の委員会でその辺ちょっと指摘したんです。ここにも出ているように、自主事業の中で、関連書籍を販売したとかその他の売り上げがここの中にも見受けられるんです。実際言葉として出ているじゃないですか。その自主事業についても、やはり500円で買ったものが例えば何人かいれば5万円になる。これはもう完全に支出であり、そして、個人で500円もらえれば、10人いれば5,000円、100人いれば5万円というふうに必ずこれ、上がってくるものなんですよ。それが自主事業だからといって、この収入・支出の中には関係ないという、そういったものが一般的な考え方だったんですか。

上島みどり自然課長 自主事業につきましては指定管理者の費用で行うものでございまして、指定管理の会計には入れなくてもいいという指導を受けております。

桜本委員 具体的にその文言があれば見せてください。ただ、県の施設を指定管理者に貸しておいて、そこにおける自主事業については入りも出も全部好きなようにおやりなさいなんて、そんなことがありっこないじゃないですか。正当性を保ちたいのであれば、その資料を提出してください。どこどこに書いてありますよというのを出示してください。

上島みどり自然課長 これにつきましては、行政改革推進課のほうと協議いたしまして出すようにいたします。

石原行政改革推進課長 自主事業の収支につきましては、ただいま御指摘のところ、後ほど提出させていただきます。しばらくお時間をいただきたいと思います。

中村委員長 後ほど資料を提出してください。

(山梨県森林公園金川の森について)

清水委員 緑化センターの廃止に当たりまして、金川の森あるいは森林総合研究所など、県内各地の緑化関係施設においては、それぞれの特色や利点を生かしながら分散開催をすることにより、より多くの県民により身近な場所で緑化学習の機会を提供する必要があると思うが、金川の森ではどのような特色・利点を生かした緑化学習の機会が提供されているのかお伺いをいたします。

関岡県有林課長 金川の森は県民の生活域に近いことから、金川沿岸の過去の災害の歴史などを織り交ぜながら、河川周辺に生育する樹木観察会などを開催しております。今、委員から御提案がありました緑化センターで実施していた緑化に関する事業等ですが、今年度から県内各施設で分散開催されることになりまして、金川の森では、緑の普及啓発事業「緑の教室」の中で、11月に樹木観察会としまして園内を散策しながら秋の樹木を観察する事業を予定しております。先ほど御説明しました県民の生活域に近いというような特色を生かした緑化学習に資するよう努めていきたいと考えております。

清水委員 なるべく近い場所だという特長に合わせた内容にしてもらえればありがたいなと思っております。

次に、平成23年度に利用者の増加、満足度の向上を図るための再整備が実施されたが、その後の利用状況を踏まえ、具体的にどのような効果があったと考えているのか。また、さらなる利用者の増加や満足度向上のため、小規模な改修等を含めて今後どのような改善を図っていくのかお伺いいたします。

関岡県有林課長 まず具体的にどのような効果があったかという点についてですが、再整備事業は、電動アシスト自転車70台の新規貸し出しや、かぶとむしの森での生きものドームの設置、そのほか、トイレや駐車場の整備等を行いました。数字的にも利用者が増加しておりまして、またアンケートの結果も勘案しまして、森林公園金川の森の魅力向上につながったと考えております。

2つ目の今後の改善についてですが、ハード面の整備は再整備事業により一応終了しておりますので、今あります施設の有効利用、維持管理に重点を置きまして、昨年度策定しました長寿命化計画によりましてコスト縮減に努めることとしております。今後はこの計画にのっとりましてきめ細やかで早目早目のメンテナンスを実施しまして、事業費の縮減と平準化を図るとともに、魅力ある森林公園のステータス向上に努め、さらなる来場者の増加を図っていくこととしております。

高木委員 先般の委員会で、施設の概要説明において、非常に質の高いサービスが行われているという話がありましたけれども、そう言いながらも満足度においては80%行かないということでありまして、その原因の分析をされておりますでしょうか。

関岡県有林課長 利用者満足度の向上と多くの集客を図るため、アンケート結果の分析は行っております。利用者アンケートの調査項目のうち、「設備・備品の状況」、それから、「催し物・事業内容」につきまして、「満足」「十分」と答えた割合が83.3%、93.8%と高い値となっております。その一方、「利用日・利用時間」という項目と「利用料金」の2つの項目については、「満足」「十分」と答えた割合が66.4%、50.4%とほかの項目に比べ低い値となっております。この結果、調査項目平均の満足度が75.6%となったものであります。しかしながら、残る回答割合としまして、「普通」「どちらでもない」という回答割合が19.8%、「不満足」「不十分」という回答が0.5%にすぎないことから、全体的な傾向としては質の高いサービスが提供できたものと、そういうふうに判断しております。

高木委員 今の説明で、平均をとるとそういう数値になっているということは理解できるんですが、66.4%という時間と利用料金のことには問題点、課題があると思います。これについても改善をしっかりとっていただきたいと思います。

次に、利用者はこのデータから見ますと年々ふえています。しかしながら、毎年目標値に達せられていない。その点についてはどんなふうに受けとめをされておら

れるのかお聞きします。

関岡県有林課長 25年度は大雪に伴う冬場の集客の減少や、それから、再整備事業が完了した直後であるということが考えられると分析しております。今後は、再整備事業で設置しました電動アシスト自転車の十分な活用を行いながら、年間のイベントをさらにふやすなど、利用者数の増加に努めたいと考えております。

高木委員 人気のあるイベントをふやして行って、ぜひ集客を図ってほしいと思います。それで、平成25年度の利用者数は27万8,800人ということで、1日平均しますと764人となるわけですね。そのピークの月を教えてください、そしてまた、ピークの月には総入れ込み人数何人なのか。そして、当然、ピーク日があるのかと思います。そのピーク日はいつで何人なのかお聞きします。

関岡県有林課長 月ごとの利用者数では、平成25年度は4月が最大でございます、4万5,000人が最大値でございます。日ごとの利用者数では土日の利用者数が圧倒的に多いわけでございますが、4月14日日曜日に1万3,400人という利用者数があり、これが最大値となっております。

高木委員 単純に今の数字を12カ月でピーク月の総数4万5,000人を単純に掛けるわけにいかないんですけども、ぜひそのぐらいの平均で年間50万60万人来てもらえるような施設にぜひしてほしいなと思います。4月14日日曜日、1万3,400人ということであれば、この質問をするに当たって、私も現地に行かせていただきました。トイレなんか、ほかの施設もそうですが、最大ピーク日のそういった施設の充実をものすごく図らなければいけないなと感じているんですが、その辺について県はどのような認識でどのような対策を練っているのかお伺いします。

関岡県有林課長 トイレにつきましては、施設全体で11カ所設置しております。通常、利用者に不便のないよう各所に配置をしております。清掃等維持管理や浄化槽の保守点検も定期的を実施して、清潔感を保つようにしております。また、新緑まつりや金川の森祭り等のイベント時には、イベント会場周辺に仮設トイレを設置しまして利用者の利便向上を図っております。他団体の利用があるようなイベントのときは、既設トイレの見回り・清掃の回数をふやすなどの措置を行って、快適に利用できるように心がけております。

高木委員 トイレなんかの清掃は非常にしっかりしておかないとイメージを崩してしまいますので、今後ともひとつよろしく御配慮をお願いしたいと思います。そして、金川の森は、中央自動車道一宮御坂インターチェンジに隣接しております。圏央道の整備なんかが進む中で、とりわけ関東近県の利用者あるいはそういったところから多くの人を誘客を図っていただきたいと思います。特にファミリーを中心に、1日安全に安心して遊べる、非常にいい金川の森だと思いますので、オアシスとしての充実の中で自然体験ゾーンや自然学習だとかという施設をもっと充実していけばさらに誘客が図れるのではないかなと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

関岡県有林課長 金川の森は一宮御坂インターチェンジに近く、自動車でのアクセスが非常に容易な場所にあります。立地条件に恵まれている森林公園とすることができます。再整備事業によりまして、電動アシスト自転車で広い園内を短時間に移動できるというようなメリットも生まれましたので、今後は整備しましたかぶとむしの森などの子

供と遊べるような施設を十分活用したイベントを展開しまして、県内のみならず、首都圏まで含めました集客に努めたいと考えております。

高木委員 山梨県は、PR に工夫が必要ではないかなという話を時々耳にします。そうした中で、この金川の森をネットとかいろいろ情報ツールを使って広範にアピールしていただきたいと思いますが、その辺の対策はどのようにされているかお聞きします。

関岡県有林課長 現在、金川の森にもホームページがございますので、そちらのページでイベント情報などの掲載を行っておりますし、あとはフェイスブック、ツイッターなどといった SNS によります情報発信を行い、PR に努めたいと考えております。今後とも継続して、特に若いファミリー層に来園いただけるような取り組みを進めていきたいと考えております。

高木委員 来訪者が何を期待しているのか、どういった理由であそこに来てくれているのか、そんなことについてのアンケートはどのようにされているのか。しっかりしたアンケートをとってそれを生かしてほしいと思いますが、いかがですか。

関岡県有林課長 これまでも機会あるごとにアンケートを実施して、コメント欄への具体的な記載をお願いしているところですが、一方、お客さんの中になかなか御協力いただけないという方も見受けられるとも聞いております。ただ、面倒くさがらずにきちんとそういうものを書いていただくような努力を指定管理者のほうでも努めるようにいたしまして、できるだけ多くの来場者の声を伺いながら、施設整備や公園運営の参考とさせていただきたいと考えております。

高木委員 施設の魅力を向上させていただいて、多くのお客さんを迎えたいと思いますが、最後に意見を言って終わりたいと思います。25年度の赤字の要因に、今年の豪雪があってその費用がかさんだというようなことがここにありましたけれども、自然災害はいつ何時どのような形で起こるかわかりません。ぜひその点について事前の対策を練ることで、経済的な負担を軽減したり、いろいろなことが事前の対策で未然に防げることもたくさんあるかと思えます。ぜひその点を強く望んでおきます。

そして、もう1つ、金川の森は本県の東の玄関と言っても過言ではないかと思えます。そういう位置づけの中で、それにふさわしい整備をすることで本県のイメージをアップしてほしいということを要望しまして、終わりたいと思います。

(山梨県立武田の杜保健休養林について)

保延委員 武田の杜は、2,500ヘクタールと広い面積を持ちまして、その中で一番西側に位置する195ヘクタールの健康の森がその拠点となっており、本年度、森林セラピー基地として新たにグランドオープンをいたしました。そこで、今まで指定管理施設として、健康の森だけではなく、武田の杜全体としても事業展開をしてきたことと思えますが、これまでの取り組みを具体的にお答え願います。

関岡県有林課長 武田の杜は、委員の御意見にありますとおり、大変広範囲に及んでおりますため、それぞれの箇所の特徴を生かしたイベントを主にこれまで行ってきております。まず健康の森では、遊歩道を使った森林散策に関するイベントや、サービスセンターでの丸太や小枝などを使った工作のイベントなどを主に行ってきております。また、鳥獣センターでは、野鳥や動物に関するイベントを数多く実施してきております。

そして、樹木見本園周辺では、幹線遊歩道を使ったハイキングや、県内の保育園や小学校などを対象としました森林学習を実施してきております。武田の杜全体を活用した例としましては、幹線遊歩道におきまして武田の杜トレイルランを実施してきておりまして、これには県内外から多くの参加者がございました。

保延委員 この武田の杜周辺には、甲府では有名な昇仙峡、湯村温泉、こういった観光客がたくさん訪れるような施設があるわけです。こういった観光客に対するアピール、宣伝等はどういうふうになっているのか。

関岡県有林課長 武田の杜にもホームページがございます。そちらのほうに、武田の杜のイベントはもちろんです。周辺観光地の状況などもリンクを張りまして、武田の杜だけでなく、昇仙峡とか湯村温泉に近いというようなこともPRをさせていただいておりまして、あわせて有効に誘客を図るような取り組みとして情報発信をしております。

保延委員 私にはあまりそういうあれが見受けられないわけですが、甲府の観光地というのは昇仙峡、湯村温泉ですから、ここへ来るお客さんに対してやっぱり温泉地とかお土産屋さん等そういったところの辺でもう少しPRしていかなくちゃだめですよ。やっぱり人を集めるような施設にしていけないと活性化ができないんじゃないかと思えます。

それから、甲府の北部、そして、甲斐市の北部、この辺に松くい虫の被害が出ておりますが、これも多分、武田の杜もそういった被害も出ていると思えます。この辺の対策もあわせてお伺いをしたい。

島田森林整備課長 甲府市北部から甲斐市にかけて、委員御指摘のとおり非常に松くい虫の被害が広がっております。今年度は昨年度に比べて事業エリアを旧双葉町農道付近までかなり広げまして、松くい虫の伐倒駆除事業費も増額して対応しているところでございます。

保延委員 特に今回、森林環境税をやっていますが、そういう意味でやっぱり県民がよく見えていますので、そういった税金を払って森林整備がなっていないんじゃないかと、そういうような声も聞かれています。その辺を担当はよく見て、整備をお願いしたいと思います。

島田森林整備課長 森林環境税につきましても、人工林の荒廃したものを復旧すると、それを目的に税をいただいております。今はそちらを優先的にやっております。ただ、里山林整備という事業もありますので、そういった中では松くい虫につきましても実施のほうもまた検討していきたいと。それから、伐倒駆除も季節を選んで、松くい虫が飛び立つ前に集中的に伐るようしておりますので、そういったことを徹底してやっていながら、また感染のおそれがなくなって現地に残っています枯損木等の処理も含めまして、今後ともしっかりやっていきたいと考えております。

永井委員 私も、武田の杜保健休養林について、事業のPRと地元のさらなる連携強化という観点から伺いたいと思えます。

こちらの資料1の武田の杜休養林のところの評価結果の中に、運營業務というところで指定管理の自己評価をされているところがございますね。私も実は私の地元が麓にございますので、かねてからこの武田の杜と、先ほど保延委員からも出ていましたが地元の湯村温泉の連携、また周辺観光施設への連携が非常に重要だと思っておりますし、また、この森がうまく活用されて地域が活性化されるということ

うまくできないものかということのを常々考えております。

この中に地元の温泉とタイアップした主催事業を実施し、地域の連携を図ったと運営業務のところがございます。これは多分湯村温泉だけではなく、近くに要害温泉もございますので、その辺とも連携していると思いますけれども、先ほどそれも保延委員のほうから出ていましたけれども、やはりPRという観点からいくと、施設がいいだけに少し残念じゃないかなと思います。そこで、地域の連携した事業を含めた、先ほども何個か事業が出ていましたけれども、その事業のPR方法、これはどういった形でPRしているのかということ、先ほどの回答にもあったかもしないですが、再度お伺いしたいと思います。

関岡県有林課長 まず、先ほどの地元温泉とタイアップした主催事業ですが、2回実施をしております。1つは「新緑の山歩きと温泉」という事業でございます。これは6月に開催しまして、武田の杜の幹線遊歩道の散策と要害温泉をあわせたイベントでございます。新緑の武田の杜を楽しんだ後、要害温泉で疲れを癒していただくといったものでございます。それから、2つ目は「紅葉の中の山歩きと温泉」というもので、これは11月に開催をいたしまして、これは紅葉と湯村温泉をセットにしたものでございます。

そして、PRについてどういったものをするということでございます。イベントPRでは、指定管理者側としましては、さっきお話をしましたホームページ等もございますが、あとは指定管理者のほうから山梨日日新聞のイベント情報欄、それから、広報誌やその近郊で発行されておりますタウン紙「かわせみ」へのイベント情報の掲載依頼などを行っております。また、湯村北部公民館、あとは敷島総合文化会館などへの年間イベントスケジュールの配備や、甲府市内の小学校への配布などを行っております。県によるPRとしまして、広聴広報課を通じまして、イベントスケジュールを市町村、報道機関等へ提供することなどを行っております。

永井委員 関連して伺わせていただきます。これも先ほど保延委員のほうから出ていたが、森林セラピーセンターがいよいよ開設されております。そういった部分の中で、この武田の杜はより一層魅力が増した場所になってくると思います。地元の温泉地は宿泊施設でもあるので、宿泊を伴ったイベント、今、新緑と要害温泉とか、紅葉と湯村温泉とか、そういった日帰りのイベント等は計画をされているということをおっしゃってございましたけれども、湯村温泉も要害温泉も宿泊の施設ですので、これをうまく宿泊につなげたようなイベントも造成すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

関岡県有林課長 武田の杜は本年5月に森林セラピー基地としましてグランドオープンして、新たに森林セラピー事業をスタートさせました。ですから、今後についてということですが、森林セラピー基地としましては、近隣に温泉宿泊施設があるということは非常に強い魅力でありますので、このセラピーと温泉との連携をうたった事業を打ち出すということが必要と考えております。そこで、現在は、森林セラピー協議の場である運営協議会を今年度新たに立ち上げまして、そのメンバーに湯村温泉の旅館協同組合や、あとは観光関係団体も加わっていただいて運営の協議を行っております。宿泊を伴うということもありますので、旅行業法等関係法令等も十分考えながら今後企画内容を充実させていきたいと考えております。

永井委員 運営協議会が立ち上がるということで、今、旅行業法というお話もありましたけれども、県の観光推進機構なんかは二種の免許も持っておりますので、そういったところとも連携をしながらうまく宿泊等の旅行を造成して、着地型なんていうこと

も言われていますので、そういった部分で横の連携をとりながら、ぜひ宿泊の旅行、着地型旅行なんかも造成していただければなと思います。森林セラピーと温泉というのはまさに癒しですので、これきつとうまく複合できるはずなので、いい御検討のほどよろしく願いいたします。

最後に P R の方法について、先ほどホームページもやっていて、また新聞報道等、またいろいろな施設でこの施設についてのパンフレットをお配りしているということでありました。ホームページはインターネットですけれども、どちらかという、先ほど伺った P R 方法というものが紙媒体メインになってしまいがちであると思います。紙媒体、どうしても限界があるので、やはりこの施設、もっといろいろな方に、県内はもちろん県外の方にも活用していただきたいと思います。これもただ単にイベント情報のところに載せるだけではなくて、ここにも書きましたけれども、観光部等の SNS、フェイスブック、ツイッター等を利用して、またこれも横の連携をしながらより効果的な P R 方法をしていく必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

関岡県有林課長 紙媒体の広報がこれまで多くございましたので、今後は SNS などの時代に即した有効な手段も順次取り入れていながら、若い世代や首都圏と県内外まで含めた広範な P R を検討していきたいと思っております。

(山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨について)

桜本委員 とかく周辺の方々等も含めて利用客のほうから、駐車場について、第 2 ・第 3 駐車場を民間から借りていると言われてはいますが、どのくらい利用されているのでしょうか。

遠藤産業政策課長 アイメッセ山梨は公共交通が不便でございますので、利用促進のためには駐車場確保が大きな要素となっております。平成 25 年度中に第 2 駐車場が利用されている日数は 82 日ございました。また、そのうち 30 日が第 3 駐車場まで利用されております。

桜本委員 第 2、第 3 を利用する大規模なイベントというのはどの程度開催されているのでしょうか。

遠藤産業政策課長 第 2 駐車場まで利用するイベントは、昨年度は年間 45 件延べ 82 日間ございました。また、第 3 駐車場まで利用するイベントですけれども、年間 19 件で延べ 30 日間でございます。

桜本委員 その駐車場台数は、イベントにおける車利用者の利用度ということを見て妥当なのかどうか。非常に県民の方々からすれば、あれだけの駐車場スペースは必要なのかと。逆に減らして、イベントとしては収益が下がる部分があるけれども、それを超える駐車場の料金が低くなるんじゃないかという御指摘も多分に聞こえてくるんですが、どんなふう現場のほうで思っていますか。

遠藤産業政策課長 平成 25 年度の実績で、昨年度 192 日のアイメッセの利用日数のうち、第 1 駐車場だけでできましたものが、先ほどのを除きますと 110 日、約 57% にとどまっております。それ以外に、第 2 ・第 3 駐車場も、先ほど言いましたように 82 日間ございます。御承知のように、アイメッセ山梨付近は臨機応変に臨時駐車場を確保することが非常に困難な立地でございますので、現状は駐車場の確保は必要

だと考えてございます。

ちなみに、お金の収支だけになりますけれども、第 2・第 3 駐車場の年間の賃借料は 2,230 万円になりますけれども、昨年度の実績で、同駐車場を利用したイベントは 3,545 万円の収入がございますので、もし第 2、第 3 を使わなければこの 3,545 万円の収入がなかったということを考えますと、妥当ではないかと考えております。

桜本委員 その数字だと逆にちょっとおかしいんじゃないのかな。例えば第 1 駐車場だけであれば幾らのイベント収入です、第 2 を入れることによってイベント収入が幾らです、差し引き幾らですと。第 3 を借りることによって、総額 2,234 万円だけでも、イベント収入が 3,000 幾らになって、この第 1、第 2、第 3 というものをやっぱり細かく提示することによって比較というのが出ると思うんですが、今の説明の仕方だと納得いく数字には受け取れないんですが。

遠藤産業政策課長 第 2、第 3 を使った使用料ということで 3,545 万円の利用がございましたということでありましたから、私どものほうは、第 2、第 3 がなければイベントが開かれない場合ということで、第 2、第 3 を使ったイベントの計算として 3,545 万円ですということで今、御説明いたしました。

桜本委員 私がこうやって駐車台数と利用状況から見て妥当なのかということをやわざわざ言っていて、調べる機会もあったわけだから、今、私が説明したように、第 1 だけだったらこう、第 1、第 2 を含めればこう、第 3 でしかりというような、やっぱり数字でポンポンと、これは実績が上がっているな、駐車台数も必要だなというそういった手順を踏んだ答弁をしていただかないと、ここまで時間を置いている意味がないじゃないですか。

遠藤産業政策課長 説明が不十分で申しわけありませんでした。第 1 だけで 110 日の収入でありますと、第 1 だけで 6,500 万円の収入になってございます。第 2 だけですと 1,969 万円、第 3 含めると 1,576 万円というような数字になります。

桜本委員 次に、県への納付金についてお聞きいたします。これは納付金に関する何か一定のルールがあるんでしょうか。

遠藤産業政策課長 納付金につきましては、指定管理者の募集要項で納付金を納めることと定めておりまして、その金額につきましては、応募者が予想される利用料金収入をもとに応募者が算出しまして提示する形となっております。県としましては、応募者からの収支提案を審査しまして、それが適正な納付金かどうか判断しているところでございます。ちなみに、指定管理者でございますが、今までの利用状況とか収支状況から、利用料金収入の約 1 割を今回も納付することが妥当であるということで判断して、納付してもらっているところでございます。

桜本委員 納付金額に対するポイントというのはどのぐらいのポイントを占めているんですか。指定管理者として判断する場合ですね。

遠藤産業政策課長 項目が幾つかございまして、やはり今、委員おっしゃられるように、この納付金のウエートは非常に高くございまして、100 点満点中 40 点の加点としてございます。

桜本委員　　そこで、県に対する納付の金額というのが100点中40点の重さということですから、複数あれば、見方とすれば、1割のところより1割5分のほうが県への納付金もふえてくるというように、今まで指定管理の応募が1者しかないというのは、この施設に対する魅力がないのか、あるいは魅力を一般企業に指し示す努力をしていないのか、どのところにあると思いますか。

遠藤産業政策課長　平成23年度から平成24年度の施設の利用料収入ですけれども、これは毎年上昇していることを考えますと、運営次第では非常に収益を上げることが可能でございまして、お金だけの面ですけれども、指定管理をすることに魅力ないということではないと考えております。しかし、アイメッセの管理につきましては、他の管理施設と違いまして、こちらでは委託料という形でお金を納めるわけではございません。利用料金の一部を逆に納付金として県へ納める仕組みとなっておりまして、そうした中で、利用料金をなかなか見込みづらいということの中で敬遠された会社もあると思われまます。

また、1者しか応募がない原因でございまして、施設の利用者数がやはり景気に左右されて利益が見込みづらいつつ、応募者自体もその辺を、会社自体の運営が景気に左右される中で新たな事業展開に踏み出せないということもあるんじゃないかと考えられます。

桜本委員　　景気が悪いというのは、どこの指定管理者にも同じような部分もあります。ただ、1者しかないというのは、複数の応募を得るには、何かしらの募集方法を変えろとか、周知の中身をもっと具現化するとか、一般企業にわかりやすくするという、何らかの方策が必要かと思うんですが、具体的に何か次回からの変更点をお考えになっていますか。

遠藤産業政策課長　募集に当たっては、県の広報あるいはホームページ等で周知したところでやっております。また、前回から募集に当たっては、審査基準あるいは施設の運営状況など実績なども公表しまして、複数の公募がかかるよう、さらにまた募集期間も2カ月等に延ばしているところでございます。しかし、やはり委員御指摘のように、複数の応募者による競争がさらなる利用率の向上あるいはサービスの向上、またコスト縮減につながることを考えられると思っておりますので、応募の団体数の増加につながる募集方法を早急にまた検討していきたいと考えております。

桜本委員　　仮に応募がふえず、このまま1者だけということであった場合、おおむね次回更新時に、今の内容を見て1割じゃちょっと少ないなど、逆に県側から、12、3割ぐらいに少し上げてもらえないのかなという、そういった持っていくような考えはありますか。

遠藤産業政策課長　先ほど申したように、納付金額は指定管理者制度に当たって非常に重要な判断要素でございまして、1者でありましても、指定管理の選定に当たっては、提示された計画を慎重に審査して、適正な納付金かどうかを判断していきたいと考えているところでございます。ちなみに、18年度650万円の納付金が指定管理者の努力によりまして、昨年度は一応1,200万円ということになっておりますので、御報告させていただきたいと思っております。失礼しました。

桜本委員　　そこで、年々増加する人件費について、例えば23年度を見ますと、人件費が1,900万円、賃金が870万円、直近で見ると、25年度であれば、人件費が今度は2,780万円、賃金が1,020万円というふうに、人件費については大幅に増

加をしている。その中で、指定管理者というアイメッセ山梨の特徴を鑑みますと、フットワークのいい若手職員を配置することで営業力をアップすると。そして、賃金の高い人たちは引いていただいて、その辺の組みかえというようなことについても非常に重要な点、そこによってまた余剰資金を違う面にも使っていけるかと思うんですが、人件費のことについてはいかがでしょうか。

遠藤産業政策課長 委員御指摘のとおり、人件費につきましては、若手職員を配置することでその抑制の可能性がございまして、また、フットワークのよさというものも期待できるところでございますけれども、他方、やはりリピーターの確保あるいはイベント会社の誘致交渉など、長年の経験あるいは利用する方々との人脈なども大切な要素であるのではないかと考えているところでございます。こういったところがありまして、産業支援機構では業務内容と職員の適性も加味したところで適材適所で人員を配置していると考えております。そうしたことでリピーター率が向上するなどのやはり成果を上げていていると考えているところでございます。さらに、また夜間の利用が増加していることなどによりまして、時間外手当等を削減するためにフレックスの導入などの工夫をしているところでございます。今後も人件費抑制に努めて、節減された経費につきましては、利用者ニーズに応じた備品の整備や修繕など、さらにサービス向上に努めるよう指導していきたいと考えてございます。

水岸委員 施設利用率が低調であると思われるが、他県の施設と比べて利用状況はどうか。

遠藤産業政策課長 平成 25 年度の利用率が 34.6% ということでございますけれども、これはアイメッセ山梨が 3 分割して利用できるために、1 面しか使わない場合はどうしても 3 分の 1 の日数換算でしてしまうということになっているため、全面利用に対する利用率を計算した場合には 34.6% となっております。したがって、規模の小さいイベントなんかで 3 分の 1 スペースを毎日利用しても、結果的には 3 分の 1 になってしまうというのが現状でございます。

アイメッセ山梨には、展示場のほか会議室も貸し出してございまして、これは展示場も含めまして日数で換算しますと、345 日に対しまして展示場利用は 192 日で 55.6%、会議室では 345 日に対しましての利用日数は 200 日でございまして、58% となっております。ちなみに、近県の施設利用ですけれども、新潟県、栃木県も施設の換算で見ますと、ホームページで調べてみますと、やはり 60% 前後となっているところでございます。

水岸委員 次に、アイメッセ山梨の設置及び管理条例では、地場産業の振興と文化の向上を図るために設置するとあるが、どのような催しが開催されているか。

遠藤産業政策課長 昨年度ですけれども、県とか商工団体の催し物としまして、中小企業組合まつりとか、甲斐クラフトフェア等をやっております。また、民間企業の展示会としましては、ジュエリーフェア、テクノメッセあるいは新車展示会等をやっています。また、そのほかのイベントとしまして、今もテレビのコマーシャルで流れてございますように、子供の城フェスタ、あるいは夏休み自由研究プロジェクトなどを長期にわたって実施してございます。

水岸委員 3 点目に、施設の利用率向上は、経営に直結する重要課題であると考えますが、利用促進のためにどのような取り組みを行っているのか。

遠藤産業政策課長 展示会の利用率向上ということで、展示会を開催する際の周辺事務に対しましてワンストップサービスを提供しまして、利用者の利便性の向上を図っているところでございます。ちなみに、設営では、清掃、警備等の業務内容の手配、あるいは大規模イベント時のシャトルバスの手配、あるいは消防署とか保健所とか警察署への申請の代行等をやっております。また、新規顧客の獲得とリピーター確保のために、企業とか官公庁の個別訪問をしているところがございます。さらに、利用率の低い 8 月とか 12 月につきましては、利用料金の割引なども工夫しているところがございます。また、イベントの企画あるいは協賛者、出展者のマッチング、出展側に対する支援などを行っているところがございます。

水岸委員 大規模災害時の物流拠点としてのアイメッセの利用について伺います。
物流拠点としての利用に当たっては、使用予定のイベントのキャンセルが想定されるが、指定管理者の損失補填等、協定には何か規定が設けられているのか。

遠藤産業政策課長 物流拠点の指定に当たりまして、イベント開催に付随して損害賠償の必要が発生した場合には、指定管理者の募集の際に募集要項におきまして、県と指定管理者との責任分担を決めてございます。利用者や第三者の賠償につきましては指定管理者の責めに期すべきもの以外のもにつきましては、県がその責任を負うものとしてございます。したがって、大規模災害時の物流拠点として県が使用する場合には、イベント使用者と協議いたしまして使用許可を取り消した場合、県が必要な損害賠償を行うことになるということでございます。また、大規模災害等によりまして利用者が大幅に落ち込んだ場合には、指定管理者に協議して納付金を見直すこととしております。

水岸委員 物流拠点として使用する場合は指定管理者の役割について、どのような協議等がなされているのか。

遠藤産業政策課長 これもアイメッセ山梨の指定管理者を募集する際には、募集要項で広域物流拠点としての災害拠点とすることが明記されておりまして、それに同意した上で指定管理者が応募しているものでございます。また、指定管理者との基本協定には、不可抗力の発生時の対応を取り決めてございまして、県が施設利用の制限あるいは応急活動等を要請した場合には、その要請に従うように求めているものでございます。

水岸委員 県としても具体的な取り組みが必要だと考えるが、今後どのように取り組むのか。

遠藤産業政策課長 県では、2月の豪雪災害の教訓を踏まえまして、山梨県防災体制のあり方検討委員会を設置して、防災体制の見直しを検討しているところでございます。今現在、消防、防災危機管理課におきまして地域防災計画を見直すこととしてございます。アイメッセ山梨につきましても、広域の物流拠点として、機器・施設の整備、関係団体との協議、県職員の配備体制などが必要となっている中でございまして、防災危機管理課におきまして地域防災計画を見直す中で、フォークリフトや運搬用パレットなどの資機材、燃料の備蓄、防災無線の配備など、あるいは食料品などについて検討しているということを伺っております。こうした点を踏まえまして、新たな地域防災計画に基づく災害時の対応につきまして、今後も指定管理者と協議をしていきたいと考えてございます。

水岸委員 今朝の新聞に、リニア中央新幹線が 10 月にも着工する見通しとなったと掲載さ

れていましたけれども、リニア駅から最も近いイベントのホールになるので、大阪、名古屋、東京からも将来的には集客が多く見込まれますが、指定管理者と協力していただいて、さらに集客数をふやしてほしいです。

(休 憩)

(山梨県立国際交流センターについて)

高野委員 昨年の6月に公益財団法人に移行したということであります。どういう意味で公益財団法人になるのか、その辺の説明をちょっと聞きたい。

藤巻国際交流課長 平成20年の公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、財団法人国際交流協会が公益財団法人への移行をいたしましたけれども、意味と申しますか、当時、国際交流協会が公益財団法人化するに当たって、公益財団法人を名乗ることにより、より信頼性が得られる及び税制優遇を得られるということを理由に公益財団法人になったと聞いております。

高野委員 税制の優遇とはどういうものか。

藤巻国際交流課長 事業に税金がかからないと聞いております。

高野委員 一般財団法人も今、一生懸命、今年の1月ぐらいですか、それでどんどん切りかわって。ただ、特に不思議に思うのは、公益財団法人に移行したのは6月という時期だから、パスポートセンターの証紙とか印紙の販売をしていたのは国際交流センターですね。これが6月にちょうど中間時期というふうなことで、年度からいうと4月、5月、6月の幾日になったか知らないけれども、そこまでの収支、印紙とか証紙とかこの辺の決算というか、その辺の部分ってどこにあらわれるのか。

藤巻国際交流課長 パスポートセンターの証紙と収入印紙の売り渡し事業につきましては、平成23年度で終わりになっておりまして、平成24年度以降、一般会計のほうに普通預金としてその残余財産が残っております。

高野委員 残余財産が残っているのか。残余財産は幾らあるのか。

藤巻国際交流課長 1,160余万円あるというふうになっております。

高野委員 それはここの残余財産の中に書いてあるんだね。

藤巻国際交流課長 経営状況説明書の平成26年度の452ページをごらんいただきたいと思えます。これの資産の部、流動資産の現金預金のうち、上から3番目の普通預金の山梨中央銀行湯村支店の4,128万9,000円の一部と聞いております。

高野委員 残りは何か。

藤巻国際交流課長 貸借対照表中で4,158万3,000円でございますが、これは平成23年度までの国際交流協会の現金預金のほか、県からの委託金の未収金の差額、それから、平成23年度、24年度までの経常外増が入っております。

高野委員 23年、24年の経常外というのは、印紙・証紙の収入が入っているという、そういう意味なのか。

藤巻国際交流課長 説明が明確でなくて申しわけありません。収入印紙の部分につきましては、証紙等特別会計で回しておりましたので、それは別に1,100万円ございました。そのほかに運転資金がございまして、現在はその1,100万円と従来の運転資金が一緒になって4,100万円の運転資金になっております。

高野委員 それって何か変じゃないか。例えば印紙で、証紙でもうかりましたと。もうかったものは自己財産ですと言っているということか。簡単でいいよ。そうか、そうじゃないか。

藤巻国際交流課長 自己財産でそのまま残っております。

高野委員 単純に言うと、23年、24年はそれぞれ金額的にはどのぐらいが証紙・印紙の部分であるのか。

藤巻国際交流課長 ざっくり申し上げますと、平成23年度で収入がおおむね300万円、それから、それにかかるコストが200万円かかっております。したがって、差額とするとおおむね100万円ぐらいが残っております。

高野委員 あそこは、自動販売機でしょう。200万円もかかるのか。もっと単純に言うと、施設の説明だけど、ここに事務所がなかったか。事務所も施設のうちに入らなかったのか。

藤巻国際交流課長 事務所も施設のうちの一部分でございますが、証紙の売り払いにつきましては自動販売機がございまして、これのリース料が年間おおむね100万円、それから、これの管理をする人を平成23年度まで1人雇っております、これについてもおおむね80万円程度の金がかかっていたということになっております。

高野委員 それでざっくり300万円の売り上げで、200万円の経費がかかると、そういう意味か。

藤巻国際交流課長 はい。

高野委員 1階に国際交流センターの事務所があるよね。これには、大会議室とかいろいろ載っているけれども、書いてないんだけど、事務所はないのか。

藤巻国際交流課長 事務所はございます。

高野委員 あそこに事務所があって、例えば証紙とか何とかというのは、公益財団法人に係ってくるの？何のためにやっているの？何のために人がいるのか。だって、それやるときに、もっと簡単に言うと、事務所内でできる事業じゃないかなというふうに思うんですね。だから、いろいろな経費が少なくなったり、いろいろなことがネットによって変わっているよね。それは全然関係するところじゃないのかな。逆に言えば、証紙・印紙を売るためにお金がかかっている経費が、それが少なくなったということはないんだな。

藤巻国際交流課長 証紙・印紙を売るために販売機械のリース料もかかっておりますが、あとは、事務所が休日休んでいるときもパスポートセンターが開いている場合にはその対応をしている人がいたということになっていて、休日対応の職員の経費だとありますが、休日対応以外に、証紙の販売機の中に証紙を折って入れるとか、そういう事務もしていたと聞いております。

高野委員 あそこは、パスポートセンターは県の直営だよ。どこで線が引いているかわからないんだけど。だから逆に、証紙とか印紙がある部分の手前で今までは線が引いてあったけれども、何となく今度は、県の直営事業に印紙・証紙もなくなって、例えば自動販売機のこちら側から今までパスポートセンターのほうが県の直営だったけれども、今度は機械のこっち側からこっちに変わったという、そういう意味でいいのかな。

藤巻国際交流課長 証紙の売り払い機の場合は、恐縮ですが、定かに移動したかどうか私にはよくわかりません。ただし、証紙の売り払い事務につきましては、平成24年度から商工会連合会のほうに国際交流協会から移管されております。

高野委員 じゃ、県の直営でパスポートセンターはして、それで、今言った商工会連合会が印紙の部分はやって、それで、この右側が交流センターの部分だという理解でいいのかな。

藤巻国際交流課長 建物全体としては国際交流センターでございますが、その一部を県が直営でパスポートセンターをやっていると。すみません、委員の御指摘のとおりで結構です。そのところは、定かにどこに線が引いてあるか私もよくわかりません。

高野委員 この前パスポートの申請行ったら、線が引いてあった。こうじゃなくて、ここからこっちは直営、ここからこっちは商工会連合会、ここからこっちは交流センターだって線が引いてあった。ただ、このお金の部分というのがほぼ横ばいになっているよね。それで、25年の支出が前年に比べてこの支出が非常に下がっている。これは何が一番理由なのか。

藤巻国際交流課長 平成21年度から25年度にかけて人件費が大分下がっております。人件費及び緊急雇用事業の減が大きいかと存じます。

高野委員 この部分でこれが約300万円違う、人件費が300万円違う、だから、合わせて600万円違うから前年と大体合うという、そういう意味か。

藤巻国際交流課長 平成23年度と平成24年度で連続して緊急雇用事業をしております、おおむね人件費が300万円ずつございます。それで、毎年300万円ずつ下がっていますので。

高野委員 委託料なんかを受けたときに、予算としては緊急雇用事業というのはこの中に入っているのか。

藤巻国際交流課長 平成23年度と平成24年度は入っていたと思います。

高野委員 いや、21年度。

藤巻国際交流課長 21年度には緊急雇用事業はございませんでした。

高野委員 そうだね。だけど、指定管理というのは5年間の契約でするわけでしょう。21年度にもし入っていないくて、23年度、24年度に入っているとすると、23年度と24年度の緊急雇用事業のお金というのはむしろ県に返ってきておかしくないんじゃないか。委託料の足しになるんじゃないのか。そうすれば、当然、緊急雇用事業の金額を抜いた委託料でもいいんじゃないのか。

藤巻国際交流課長 国際交流センターの管理委託料は5年間で契約をしておりますので、その分はもうかっても損をしても委託料の額は変わらないという理解であります。それから、緊急雇用事業につきましては、平成23年度、平成24年度それぞれの事業で、事業に対応する人を新たに単年度で雇って対応しております。それは国際交流協会がセンターとしてやっている事業でございますけれども、さらに張り出しの事業というふうにお考えいただければありがたいと思います。

高野委員 別に張り出しの事業になっているとは思ってないよ。具体例を言ってよ。

藤巻国際交流課長 平成23年度におきましては、緊急雇用事業で、多文化共生推進事業ということで6カ国語で緊急時の対応マニュアルをつくりまして、それを県内に配布いたしました。このために1人、人を雇っております。しかしながら、平成24年度につきましては、外国人観光客受け入れ態勢強化事業ということで、県内に来る観光客のアンケートをしたところでございます。

高野委員 そういうものは国際交流センターの通年の事業としてある事業じゃないのか。

藤巻国際交流課長 これについては国際交流協会の自主事業ということでやっていただいております。

高野委員 緊急雇用が独自の交流センターのお金として例えば入ってくる700万円からのお金があるわけだから、この700万円があれば、当然として25年度の決算で5年間の決算が出るわけだ。さっき言った1,100万円残っているという、このお金はいつまでか。要するに、25年度までの総計算の中で1,100万円が残るとしてお金が残るということか。

藤巻国際交流課長 証紙収入の1,100万円については、平成3年度に始めて平成23年度までにやった証紙等特別会計の中でずっと残ってきた額と聞いております。

高野委員 緊急雇用にしても、証紙のさっき言った何か積み立てで上がってきているお金なんかについても、みんなそういうお金があっても、たまたまこの指定管理がそのお金を保有するということが果たして指定管理においていいことなのかよくわからないけど。例えばこの5年間のうちの総トータルがさっき言った1,100万円を除いた4,400万円の金額という理解でいいのか。4,400万円からさっき言った1,100万幾らを抜いたその金額が、21年から25年度までの決算的な考え方でいいのか。

藤巻国際交流課長 運営資金として例年国際交流協会は、例えば平成22年には2,500万円、平成23年には2,200万円と、2,000万円ちょっとの運営資金をずっと持ち越

しておりますので、そうすると、今現金預金としてある 4,100 万円のうちの 1,100 万円を除いて、残りの 3,000 万円、それから、経常増の 300 万円を除くと、2,500 万円ぐらいはずっと持ってきたものだと思っております。

高野委員 　だから、ずっと 2,200 万円を持ってきたものが 4,000 万円になっているということでしょう。

　だけど、4,400 万円利益が出るとしたら、これはこの委員会とは別の話なんだけれども、その 1 つの財産というものは、今回 4 月から行っている指定管理者制度の部分での総体制的な考え方には何にも影響はないわけだ。これだけのお金がありながら。例えばさらにこれが残っていくということであれば、委託料をあと 1,000 万円下げるとか。ただずっとやってきたから、そのままやっているということか。

藤巻国際交流課長 　御指摘のとおりだと思ひまして、4,100 万円残っているのをずっと持ち越していいとは思っておりません。私どもとすると、できれば国際交流とか国際理解推進のための公益事業に有効に使ってもらうように指導していきたいと考えております。

高野委員 　公益事業に対してじゃなくて、ここはもう公益財団法人なんだから、やっていることは全部公益なんだよ。公益事業に持って行ってもらいたいじゃなくて、ここ自体がやるのが公益事業なんだから、この辺の認識ちょっとおかしいんだよ。

藤巻国際交流課長 　まさに高野委員の言われるとおりで、私も国際交流協会は公益財団法人なので、その本来業務に、これをため込むのではなくて、有効に活用してもらいたいという意味で申し上げたつもりですが、言葉が足らず申しわけありません。

高野委員 　もう 1 つ、1 のここに、施設所管課による総合的な評価及び指導事項とか、施設所管課の指導事項に対する指定管理の対応状況とか、さっきのお金のことも含めて、やっぱり誰が持っているお金なのかよくわからないんだよな。実際このお金というのは誰が持っているお金なのか。あなたたちに言うと、言葉として、目標を達成したい、機能強化し、より一層の参加者数、利用率向上に向けて努力をしていかれたいと。努力をしていかれたいって言葉よくわからないけど、実際は国際交流センターがやるべきものが、何か曖昧によくわからない人がこうやって言葉で所管課の意見として出てくるというのは実によくわからないんだけど。

　指定管理なりしていれば、その指定管理は当然指定管理されたところが自力でやることでしょ。例えば館内施設の利用にしても、その利用を促進させるためには、国際交流センターが自前で努力することじゃないのかな。あなたたちが言うことになると、あまりにも無責任で、ただただ表のことばかり言って、実際どういう指導したとか、どういうふうに向をつけてやったとかいう話は一切ないのよね。このところをちょっと勘違いしているんじゃないかなと思うんだけど。

藤巻国際交流課長 　指定管理の事業提案をいただいたときに、その事業提案の中を審査する過程で、我々の思う方向に沿っていればそれでよしとしてきましたけれども、今後はその内容をもっと我が身のことと考えて、一緒に利用率の向上とか、事業の適切な執行に努めたいと思います。

高野委員 　この委員会は何のためにやっている委員会だというと、指定管理にしても出資法人にしても、血税の中でお金を払うものをより少なくしていくかということにも

とがあるんだよ。どうもそここのところを執行部はわかっちゃいないような気がしてしょうがないんだけど。契約したからそれだけ流せばいい、契約したからそれだけ払えばいいってそういうものじゃなくて、こういう財産があったら、財産をもっとわかりやすく、もっとうまく運用していくということが俺が一番大事じゃないかと。そのためには、各指定管理にしても出資法人にしても、多少の汗をかいたり例えば血を流したりすることが私は県のためには一番大事じゃないかと、そういうふうと思うわけ。その辺について、ソフト面の話じゃなくて、実際これ、決算だと思うんだよな。こういう決算じゃだめだよ、もっとちゃんとしなさいということだと思うんだけど、また「おっしゃるとおり」と言われちゃうから、ちょっと行政改革の課長でも答えて。

石原行政改革推進課長 指定管理のそもそもの趣旨が、公共の施設をより効率的かつ、それから、県民の福祉の増強ということで民間のノウハウ、そういったものを活用して行うという制度でございますので、執行部も今までに増して、指定管理者に対して厳しい目で指導もしてまいりたいとこのように考えております。よろしく御理解のほどお願いいたします。

保延委員 国際交流センターの主な業務内容として、県民に国際交流活動等の機会と場を提供するための事業の実施等があります。国際交流センターでは、これまでさまざまな国際交流事業等を実施していると思いますが、今日的な課題として多文化共生の重要性が高まってきていると思います。そこで、国際交流センターでは、多文化共生の社会づくりに向けて改めてどのような視点を持って事業を展開しているのか。

藤巻国際交流課長 多文化共生の視点の社会づくりといえますのは、外国人住民と日本人住民とが文化的違いを認め合い、対等な関係で地域社会の構成員として生活できるような関係を構築することになっておりますので、これを目標としてやっております。

保延委員 例えばどのようなことをしているのか具体的にお示しください。

藤巻国際交流課長 例えば1つの地域で、例えば竜王で避難所体験事業を実施したときに、広く甲斐市内に住む外国人の方々にも日本人住民と一緒に参加していただくという事例がございました。その際に一緒に避難所体験をした外国人住民と日本人住民がその後も挨拶をし合ったりとか、もしくはその外国人住民が地域の別のイベント、草刈りとか盆踊りとかに出てきてくれるようになったという事例がございます。

保延委員 今そういったことをお聞きしましたが、多分いろいろな防災の関係とか医療の関係とか、外国人が日本に来てわからないことも多々あると思います。ぜひそういった観点からいっても、いつまた災害が起こるかわかりませんので、しっかり交流をしながら地域住民と連携を持って行ってほしい。

藤巻国際交流課長 中央市の例でございますが、防災セミナーとかに参加した外国人が中央市の防災リーダーの1人となったというような事例も出てきておりますので、一層その方向でですね。普通、言葉がしゃべれない外国人は災害弱者になりやすいのですけれども、そういう人たちも地域住民と同じように活動できるようにすることによって地域が強い地域になれると思いますので、国際交流協会と一緒に国際交流課のほうでも頑張って実現をしていきたいと考えております。

(山梨県立フラワーセンターについて)

浅川委員 先般、現地調査をさせていただいた中で質問したことを引き続きお伺いしたいと思います。

入園者数の実績が目標値の 70% にしか達していないという状況が続いておりますが、どんなことが理由になっているのか。

清水花き農水産課長 近年の経済状況の低迷などもありまして、全国的に見ましても多くの集客施設で利用者が減少している状況ではありましたが、フラワーセンターもここ 3 年間は委員の御指摘のとおり目標値の 70% を下回っております。東日本大震災の影響とか、あるいは記録的な猛暑、大雪などの天候不順が要因と考えております。特に平成 25 年度につきましては天候不順の要因が大きく、7 月から 8 月につきましては前年同期に比べまして入園者数が 1 万人減少、また 2 月の大雪では前年同期に比べまして入園者が 4,000 人減少しているというような状況であります。

浅川委員 目標の 70% ということではありますが、指定管理者は数値目標に対してどのような努力をしているのか。

清水花き農水産課長 指定管理者の目標数値は 31 万人であります。目標達成するために指定管理者では、設置管理条例におきましては毎週火曜日を休園日と定めておりますが、ハイジの村では 4 月から 12 月までは無休、夏季・冬季につきましては夜間営業するなど利用者の利便性の向上を図っております。また、屋外の花がほとんどない 1 月から 3 月につきましては、入園料を無料とするサービス等を行っております。また、花火とかイルミネーションなど季節のイベント等、民間のノウハウを活用しましたサービス等を実施しております。

浅川委員 目標達成するためには、指定管理者はもちろんのことですが、県では指定管理者と連携を組みながら目標達成をするためにどのような努力をしたのか。

清水花き農水産課長 今までも指定管理者と連携いたしまして、魅力ある植栽とかイベントの計画、あるいは新聞や雑誌への広告宣伝、ホームページやチラシなどの配布によりまして継続しました情報発信を行うなど、積極的な営業活動によりまして入園者数の目標達成に向けて取り組んでおります。また、県といたしましても、県の広報を通じまして PR 活動とか、学校教育での利用促進などをこれからも積極的に図っていきたいと考えております。

浅川委員 この間と同じような答えであれんですが、この間もそうですけれども、フラワーセンター自身の設置の目的であります花きの生産に対する振興ということで、その部分について、地域に組合もあったりするわけではありますが、県はこの辺でフラワーセンターを活用しながらどんな取り組みをしたのか。

清水花き農水産課長 県では、基本協定書の中で、フラワーセンター内に植栽する県産花きの割合を 50% 以上、できる限り県産花きを使用するように指導しております。昨年度の実績でいきますと、75% 地元の花き生産者のものを使用するということでありました。また、花きを生産する農家の PR ということで、園内の売店におきまして県産花きの PR・販売に取り組んでおります。実績ですけれども、フラワーセンターの花きの仕入れ額につきましては 1,100 万円となっております。

浅川委員 そこまで言うんでしたら、展示して販売したのはどの程度か。

清水花き農水産課長 主に県内でメインにつくられております洋ランとかバラ苗でありますけれども、660万円となっております。

浅川委員 せっかく近くで新しい花をつくったり、なごり雪からはじまって、ニオイザクラ、それから、最近ではピラミッドアジサイということで、ぜひあそこで今後としては展示販売を含めて、また施設内でたっぷりその部分を使っていったほうがいいと思いますが、次長がおられますので、次長、その辺の取り組みを、決意をお願いして質問を終わります。

橘田農政部次長 フラワーセンターのそもそもの設置目的は、花きの振興と、県民の皆様が花に触れ合う機会と自然に親しむ場を提供するということでございます。常にその設置目的に立ち返りまして、今後も県産花きの振興に取り組んでまいりたいと思います。

水岸委員 フラワーセンターの設置目的は、花と触れ合う機会と自然に親しむ場の提供、県内の花き生産の振興等ですけれども、フラワーセンター設置目的の達成状況等について、花と触れ合う機会と自然に親しむ場の提供について、年間の開園日数と来園者数、それに対する県の評価について伺います。

清水花き農水産課長 開園日数につきましては、4月から12月を無休としておりまして、25年度は条例に定める開園日数312日に対しまして、実際に開園したのは352日ということで、40日ほど多くなっております。また、入園者数ですが、25年度は20万6,000人余りとなっております、ここ3年間はほぼ横ばいの傾向となっております。県では、9カ月間無休営業あるいは夏季・冬季の夜間営業などを取り入れ、利用者の増加に向けて努力している点について評価をしておるところです。

水岸委員 県内の花き生産の振興について、どのような取り組みがなされているのか。また、それによりどのような成果が上がっているのか。

清水花き農水産課長 先ほどの基本協定の中で県産花きの使用割合を50%としておりますが、昨年度使用したものが75%となっております。また、昨年度はフラワーセンターにおきまして、県内の花き生産者と連携しました県のオリジナルミニコショウランの展示即売会なども開催いたしまして、新たな商品のPRの場としても活用させていただきました。今後も山梨の花を情報発信して、消費拡大につなげていく取り組みを指定管理者と連携して実施してまいりたいと思います。

水岸委員 指定管理者のホームページを見ますと、山梨県立フラワーセンターという記載がないんですが、あくまで県立施設であるので、山梨県立フラワーセンターの記載は必要ではないかと思いますが、どうですか。

清水花き農水産課長 ハイジの村につきましては、現在の指定管理者がフラワーセンターの管理運営を開始する際に、施設運営のコンセプトに合わせた愛称としたいという経緯があったことから、県でハイジの村という名称を認めたものです。その表示に当たりましては、必ず県立フラワーセンターと併記することを条件としておりまして、これまで継続してそのように指導してまいりました。今年の4月指定管理者がホームページをリニューアルいたしましたが、その際、ホームページの担当者が県立フラワーセンターの表記を誤って削除してしまったということが原因でした。これについて早速、指定管理者に対しまして厳重な注意と指導を行いまして、現在、県立フラワ

ーセンターと記載したところであります。

(山梨県桂川ウェルネスパークについて)

保延委員

当公園は、里山の自然を生かし、健康増進に寄与することをコンセプトに整備されております。このような中、平成22年度末に東ゾーン等の工事が完成し、44ヘクタールという広大な公園区域が供用された。この今現在の利用状況は現在どうなっているのか。また、公園利用者を増加させるため、具体的にどのような取り組みを行っているのかお聞かせください。

望月都市計画課長 現在の利用状況でございますけれども、平成23年度、目標値6万8,000人に対しまして利用者数合計は6万5,900人余、24年度は目標値7万人に対しまして7万9,400人余、平成25年度につきましては目標値8万人に対しまして利用者8万人余という状況になってございます。

施設では、米やそばづくりなどの里山農林業体験や、小正月や夏祭りなど本公園独自のイベント開催に努めております。また、イベント情報を大月市などの広報へ掲載を依頼しているほか、観光情報誌、タウン情報誌、教育機関、インターネット、新聞折り込み広告、テレビ局のイベント紹介等積極的に広報の幅を広げております。これらの取り組みの結果、先ほどの数字のように徐々にではございますけれども、利用者は増加している状況でございます。

保延委員

順調に少しずつではありますが利用者が増加しているということで、私もあそここの場所自体があまり目立たないところでもありますし、中央道挟んで入っていくというようなところですから、場所的に大変だなとは思っておりましたけれども、まあまあ少しずつでも利用者数がふえている。

それから、中央ゾーンの北側や東ゾーンの東側に広大な森林資源を有しておるわけですが、まだまだ十分な活用が図られているとは言いがたいと思います。散策道等の既存施設を利用した森林学習ツアーを実施するなどさらなる活用を図る必要があると思いますので、その辺の考え方を伺います。

望月都市計画課長 委員御指摘の中央ゾーンの北側や東ゾーンの東側につきましては、これまでもガイドウォークやオリエンテーリングなどの自然観察イベントや里山遊びや土の子遊びなどの自然体験イベントなどを開催してまいりました。今後は委員の御指摘のとおり、それらの開催回数をふやすとともに、内容の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。

また新たに、林業体験プログラムとしまして、丸太切りとお絵描き、枝打ちと鳥寄せの笛づくり、かまどに使うまき割り体験などを検討しているところでございます。さらに、市民参加型保全管理の手法を導入しまして、畑や里山体験棟などの森林と隣接する施設と一体となった里山景観の創出に訪れる皆様に直接参加していただきまして、多くの人に愛着を持っていただけるような公園管理に取り組むことで、来園者の増加にもつなげてまいりたいと考えております。

(山梨県立美術館について)

木村委員

指定管理施設である県立美術館の休館日はどのようにして決められているのでしょうか。

田中学術文化財課長 県立美術館の休館日の設定でございますが、県立美術館の設置及び管理条例

におきまして、月曜日、それから、年末年始である 12 月 29 日から翌年の 1 月 1 日までの休館日を定めておるところでございます。また、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館したり、または休館日以外の日に休館することができるかとされております。

木村委員

このところ、混雑を避けるといいますか、ホテルなんかのサービスで日曜日の夜とか月曜日の夜は大変安くなっています、旅行の計画を立てるときに、意外と日曜日に行く方が、多くなってきていると思います。年中無休であれば何にも心配は要らない、安心感があるわけですけれども、全国的にいろいろ工夫されている施設も結構あります。県内で工夫をされているのは博物館ですね。美術館と文学館が月曜日なので、博物館はということになっているようです。

実は 8 月 4 日に私の知り合いが東京から来まして、美術館も休み、文学館も休みでがっかりしてしまったというようなことがありました。それで、盆中の 11 日と 18 日は開館をされたということで、それはよかったと思ったんですけれども、私は 16 日に美術館へ参りました。12 日の新聞に 2 万人を超えたということが新聞に載っていました。16 日に行ったらものすごい人で、16 日に今度、3 万人になったということを美術館の方が喜んでいましたし、そのことは新聞にも載っていました。

ところが、私はこの新聞のこれを見て、ここに休館日 8 月 25 日月曜日ってあるんですね。これは大勢の皆さんに見てもらいたいという意気込みが欠けていると思うんです。休館日だけでも休館をしないという、こういう広告を出してほしかったなということを思いました。「花子とアン」も 9 月でテレビ終わってしまうから、8 月いっぱい山梨県としては一番売り込む時期だったと思うんです。一緒に休みだったことは、本当にこのことが残念だったなと思っています。

それで、県立美術館は、これは観光立県山梨の看板のミレーなんですよ。ですから、そういう意味からも、やっぱりおもてなしの精神からいっても、何からいっても、県立美術館こそ私は年中無休にしてほしいというのが第 1 希望であります。そのほかにどうしてもだめだとか何か理由があればですけども、工夫ができないものかなと思うんですが、その点についてお伺いをいたします。

田中学術文化財課長 夏休みは各文化施設で企画展等を開催して、毎年たくさんの来館者に来ていただいております。今年、特に美術館については「ミレー展」をやっているということでございまして、夏休み期間中多くの来館者がさらに見込めるため、今年の場合、お盆休みの前後の月曜日の休館日につきましては休館日としないで開館するなどの工夫を行ってまいりました。しかしながら、夏休み期間中全てを開館することは、例えば照明による美術作品へのダメージなどの影響が懸念されることや、設備や施設の定期点検を行う時間が必要であるということから、全期間のオープンの実施というのはなかなか困難ではないかと考えております。

木村委員

年中無休でなくても、こういう特別展のようなときには、これからもあることですけれども、ぜひ考えて工夫をしていただけたらいいなと思います。

吉原教育次長

教育委員会といたしましても、指定管理者とよく協議しながら、県民の皆様あるいは県外から訪れていただいている方に見ていただけるようにということで前向きに検討させていただきたいと思っております。

木村委員

美術館と文学館の同じ月曜日の休館日はどうなんでしょうか。変えることはできるんでしょうか。

田中学術文化財課長 県内の文化施設のほとんどが月曜日が休館ということで、全国的にも博物館はほとんど月曜日が休館なんですけれども、ただ、おっしゃるとおり、日、月と旅行されるといふ方の利便性を踏まえて、博物館については条例を改正して火曜日の休館としたところでございます。そういった意味では、設置及び管理条例を変えれば、美術館と文学館の休館日を変えることは当然可能でございますので、次長の答弁もありましたとおり、県民サービスの向上を踏まえて検討させていただければと思います。

木村委員 交通の便の悪いところへようやっ行って両方休みだったというのも残念なようですので、是非お願いしたいと思います。
次に、アンケートのとり方についてお伺いをしたいと思います。

田中学術文化財課長 アンケートにつきましては、美術館につきましては、常に置いてあるものと、特別展用に用意したものと、2種類実施しております。これ以上アンケート用紙の種類をふやすことは、協力していただける方が少し煩雑に思うんじゃないかということと、現在のアンケート用紙でも……、こういった2種類のアンケートを実施しております。

木村委員 美術館のはともかく、文学館のは細かくて、何か大変だなと思って見ました。
それから、何で私こんなこと言うのかということ、若い人から、美術館って暗っぽくてつまらんということ聞いたので、自分の胸が痛んだものですから、何か若い人の企画をしたときには、具体的に若い人はどういうことを求めているということをしつかり聞いたほうがいいんじゃないかなと思ったものですから、このような質問をさせていただいたんですけれども、今のままでせいせいじゃなくて、もう一度見直しをしていただけるかどうかお伺いします。

田中学術文化財課長 現在のアンケート用紙にも年代を書きいただく欄がございますので、大体年代別の傾向というのはある程度は承知しております。さらに加えて、指定管理者といたしましても、独自に来館者のきめ細かいニーズを把握するために、一般公募した20名程度の県内外の方々に集まっていただいて、美術館をより一層活用してもらえようという意見の集約、それを運営に反映していくというような独自の取り組みもしております。

木村委員 私も年齢を丸すとかそういうことがあるのは承知をしていたんですけれども、もっと具体的な書く欄があって聞けたらいいんじゃないかなと思って言ったまです。特にそのことはどうぞ御理解というか、これからもやっていただければいいと思うんです。
最後に、私は、先ほどの施設についてのこともありますけれども、やっぱり公共施設としての役割の中で、指定管理者としてのサービスはどこまでできるんだろうかということもいつも考えています。ぎりぎりのところまでを探しながら工夫してリピーターをふやしていただきたいと思うんですが、この点についてお伺いをして終わりたいと思います。

田中学術文化財課長 県立美術館は、開館以来、ミレーとバルビゾン派の作品をはじめ、本県ゆかりの作家の作品等の収蔵を進めるとともに、年間を通じて著名な方々の作品を特別展で開催するなど、リピーターの確保に努めておるところです。また、指定管理者につきましても、例えばゴールドデンウィークや七夕、クリスマスなど、こういった

折々の季節のイベントとか、公園内に彫刻作品がございますけれども、それを説明するアートツアーなどを開催し、魅力ある施設づくりに努めているところがございます。今後もこうした取り組みを継続させる中でリピーターの確保に努めてまいりたいと思います。

(山梨県立文学館について)

永井委員

文学館の来館者の目標数の設定について幾つかお伺いをさせていただきたいと思っております。指定管理者制度を導入しているということはさまざまなメリットがあると思うんですけれども、そのうちの1つとしては、民間の知恵とか民間の経営のやり方とか、そういったものを活用しながら、要は、より多くの利用者を獲得することが大きな目標であると思っておりますし、そういった部分の中で、指定管理者制度を導入していると私は承知いたしております。

そこで、この文学館の来館者の目標設定数、いただいている資料の部分で3ページの利用状況というところで、そこを見ていくと目標数が書いてあります。平成23年度から25年度までの目標があって、最後に平成26年度の目標がございます。この中にはそこに書いてありますので申し上げますが、平成24年度の目標数が11万4,500人、平成25年度の目標数が12万8,800人と、いずれも目標数を利用者が上回っているような状況になってはいますが、平成26年度の目標値が12万3,200人という目標設定値になっております。これは実際問題として、平成24年度の利用者数、また平成25年度の利用者よりも少ない数で目標値が設定されております。これは目標設定という部分、要は、年々ふやしていくという観点からすると、少し目標設定数が少ないような感じがいたしております。まず県としてはこの来館者目標値というのをどのような目的で設定して、またこの目標設定値をどのように捉えているか御所見を伺います。

田中学術文化財課長 利用促進という観点から、指定管理者に来館者の数値目標を設定させて、これを基本の目標とし、これに毎年度の個別の要素を加味した年度目標を立てて、それを県が承認するという形をとっております。

今年度の数値目標につきましては、「ミレー展」が開催される県立美術館につきましても、このベースとなる基本目標プラス5万人ということで数値目標を設定しました。これに対しまして文学館は、「村岡花子展」を開催する計画がございましてかなりのお客様が見込まれると思われましたので、通常の企画展の2倍近い観覧者を目標として設定はしたんですけれども、総体とすればベースとなる基本目標と同数を設定いたしました。私ども県といたしましては、3施設全体として見れば、ベースとなる基本目標にプラスして5万人の数値目標の設定がありましたので、これを県として承認したという経緯がございます。

永井委員

今、一体として5万人の増を見込んでいるということで、施設の管理に関しては、今までの審査の中でも一体的にこの3施設に関しては管理をしているということは承知をいたしております。ですので、芸術の森公園のほうの利用目標設定数が55万3,000人、これが文学館と美術館の合わせた目標の設定数、要は、ここにある12万3,200人と美術館の42万9,800人を足すと55万3,000人になるというようなことでこの部分になったと思っております。

今、いろいろな部分を鑑みて、「花子とアン展」があるとか、近くで「ミレー展」がやっている部分をあれということだったんですが、この算出している55万3,000人というものが、要は、今まで美術館、文学館、芸術の森一体として5万人ふやすから55万3,000人なんですよという、まず目標ありきで、それから美術

館の目標値を出し、その差で文学館の目標値を出しているというのが今の算出方法というふうに承知をいたしております。

一体的に管理をするというのは施設の運営効率上、それは私、大いに結構なことだと思うんですけども、やはり美術館も文学館も違うものやっています、管理は一体だけども、やっているものも違うということを考えると、やはりまず美術館の目標値を出します、文学館の目標値を出します、その合算がこの 55 万 3,000 人になるのであればいいんですけども、ここありきで目標値を決めるというのは、施設のそういう部分の中でいろいろな部分の向上につながっていかないんじゃないかと私は考えます。そこで、この来館者の目標設定の算出方法とかそういったものを考えるべきではないかと私は考えますけれども、県の御所見を伺います。

田中学術文化財課長 3 施設全体としてはベースとなる基本目標をかなり上回る数値目標を設定しておいたので、県として認めたという経緯がございますけれども、委員御指摘のとおり、文学館単独で見れば、「村岡花子展」は非常に予想を上回る反響だったとはいえ、前年度の目標値、つまり、25 年度の目標値を下回るような設定を 26 年度にしたというのはやはり課題があったと率直に反省しております。したがって、来年度以降の目標設定につきましては、実績ベースから増加していくような数値目標となるように算出方法の検討を行ってまいりたいと思います。

永井委員 54 ある指定管理施設を見ても、やはり目標値が少なくなっているというのは、本当に理由がない部分の中ではここだけだと承知をしておりますので、今、課長からお答えがありましたとおり、来年度以降の目標設定をするときには、ぜひそういったところも鑑みながらよりよい施設運営をしていただきたいと思います。

桜本委員 今日の会議の冒頭、資料をいただきました。その中で、美術館、文学館については、やはり公共の福祉という、公共性が非常に高い建物であります。その中で指定管理者とのすみ分けなどを見ていると、例えば広報に関する、常設展、特別展の広報とか、ホームページの作成・管理というふうに、やはり本来公共が、行政がやらなきゃならないところというものが、この部分外れてはいけないと思うんです。この中で例えば県がやるのは、学芸課の中で教育普及の事業の企画・運営ということを見ても、やはりそこから発信する展示の広報とかホームページの作成というのは、やはりそこが一貫して公共として教育の分野として、どうやって山梨県から美術と文学の発信を子供たちあるいは県民に発信していくかというのは、ここはやっぱり指定管理の分野じゃないと思うんです。

そういったことも含めて、行政がやらなきゃならない部門、そして、指定管理という民間企業の本当にすぐれた利益を出していくものを大切にしていこうというところを生かす中には、やはり今のすみ分けの仕方では問題があると思います。そして、この多数の資料をいただいた中でもやはり県としてもまだまだ自分たちがやるところ、指定管理にするところ、そういったメリット、デメリットというのがまだ分析できていないような気がします。ぜひこの分野に関しては、美術、文学という非常に大切なところありますので、次長、もう少し踏み込んで分析をして、公共がやる、民間に任せるといった部分をもうちょっと熱心にやっていただくことができませんか。

吉原教育次長 今回のこれまでの審査を踏まえまして、委員の方々からいただいた御意見を真摯に受けとめまして、教育委員会として検討させていただきたいと考えております。

その他

今後の審査については、委員長に一任され、後日各委員及び執行部あて通知することとなった。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 中村 正則